

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3章 監査の結果及び意見</p> <p>1. 神戸市のファシリティマネジメント全般について</p> <p>(1) 行財政局</p> <p>神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランに関するPDCAサイクル【意見1】</p> <p>平成23年3月に策定された「ファシリティマネジメントの推進について 基本的な考え方（以下、「FMの基本的考え方」）で定義されている庁舎等一般施設に含まれる公共施設については、神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランにおいて、公共施設等総合管理計画の推進は行財政局の所管となっているが、実際にはそれぞれの公共施設を所管する部署が主体となって検討し、PDCAサイクルについても公共施設を所管する部署がそれぞれ行うこととされている。</p> <p>その結果、全庁横断的に神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランに定められている「公共施設等総合管理計画の推進」の達成に向けた具体的な計画は無く、PDCA管理は行われていない。</p> <p>神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランを達成するために、全庁横断的で具体的な計画を策定し、PDCA管理を行う必要がある。</p> <p>また、PDCAサイクルを運用していくにはそのためには、計画の進捗状況を全庁的な視点から俯瞰する役割を担う部署が必要であるが、公共施設等総合管理計画の推進を所管している行財政局では、その役割を担っておらず他部局においてもそのような役割を担っている部署は無い。行財政局では、各所管局もしくは関連部局が「公共施設等総合管理計画の推進」の達成に向けた具体的な計画を立案しPDCA管理を行っているとの見解であるが、神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランを実効性のあるものとするためには、神戸市として計画の進捗状況を全庁的な視点から俯瞰する役割果たす部局を決める必要がある。</p>	<p>行財政局は施設管理者がファシリティマネジメントのPDCA管理が適切に実施できるように支援し、促す「総合調整」の役割を担っており、予算編成要領においても行財政局長名で各局室区長宛にファシリティマネジメントの観点を重視するよう指示している。また、施設の耐震化や長寿命化、管理費の削減に資する取組みに対しての別枠での予算確保、公共施設等総合管理計画の推進の取組みとして、危機管理や施設管理の情報共有のための部長級連絡会議の開催を行っている。（行財政局）</p>	<p>措置済</p>
<p>施設総量削減目標における具体的計画【意見2】</p> <p>神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランにおいて一般施設を30年で10%削減する及び施設使用年数を65年に延長する方針を掲げている。当該方針の実現に向けた取組を確認したところ、行財政局では、個別に事務事業の見直しや政策会議で都度検討を重ね積み上げることにより、30年間で10%の削減の目標を達成できるとの見解である。</p> <p>行財政局の取り組みにおいては、各部局での具体的な削減目標の内訳や、30年間での目標達成に向けたマイルストーンの設定はされておらず、30年後に目標達成するための具体的な進捗管理が行われていないと判断せざるを得ない状況である。神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランを実効性のあるものとするには、適切に進捗状況を把握し、PDCA管理を行う必要がある。</p>	<p>今後、人口減少、少子・超高齢化社会が到来し、社会保障費の増大や税収の減少が予想される中で、すべての公共施設を現在の規模のまま、市民が安心して利用できるように修繕・更新を行い、機能維持や改善を図っていくことは困難になってきており、全庁的にこの事態を認識してもらうために、将来の財政規模を勘案して30年で10%削減という目標を掲げたものである。</p> <p>個々の施設についてはその種類によって設置目的や利用状況が様々であり、今後、再配</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>置・更新・統廃合等のあり方を検討するにあたっては、時代の変化や市民ニーズの変化、施設の経過年数や劣化状況等様々な観点から総合的に検討していく必要があるため、全市的な削減数量の年次計画は立てていない。</p> <p>総量の削減に向けては、今後とも政策会議や予算編成の場などを通じて個々具体的に施設の存廃の検討を進めていく。</p> <p>(行財政局)</p>	
<p>「FMの基本的考え方」及び「最適化検討施設」(80施設)の取扱い【意見3】</p> <p>平成23年3月に外部公表された「FMの基本的考え方」の中で、資産の最適な保全整備を実現するための具体的な方策として、施設性能を評価した「施設カルテ」を作成し、施設性能に課題があると評価された公共施設について、改善状況などを進行管理することが記載されている。</p> <p>これに基づき、神戸市では施設カルテを作成し、施設性能に課題があるとされた施設を「最適化検討施設」(80施設)として取りまとめている。</p> <p>行財政局は、評価結果を受けて、「神戸市ファシリティマネジメントの推進について」を平成22年11月8日の局長会議資料として提示し、行財政局と各局室区でファシリティマネジメントを推進することになっている。</p> <p>当該通知の記載では、行財政局は、利活用や施設整備に関する全庁横断的な調整を行い、施設再編および再構築の計画・管理等を行うという役割を担うこととなっている。</p> <p>しかしながら、「最適化検討施設」(80施設)については、「FMの基本的考え方」に基づき、全庁横断的な視点で施設の現況を調査して評価を実施しているが、行財政局では、前述の局長会議資料において役割を担うとされていたはずの、その後の進捗管理を行っていない。</p> <p>行財政局では、施設管理課がケーススタディを行い80施設以降についても、その手法に倣って保全整備・資産管理に努めるよう要請したものであり、適切に進捗状況を把握し、PDCA管理を行うのは施設管理課であるという見解であったとのことである。</p> <p>施設管理課では実施事業の状況によっては、ファシリティマネジメントの観点からの保全整備・資産管理が適切に行われない可能性があるため、当該進捗については、行財政局において適切に進捗状況を把握し、PDCA管理を行う必要がある。</p> <p>ただ、上記施設には複数の所管部局が関係するものが含まれており、例えば、郊外大規模団地の山の街は、山の街住宅全体を管理する住宅都市局では当該団地自体の再編(建替え・廃止)は第3次市営住宅マネジメント計画(平成33年)以降に検討されている。</p>	<p>行財政局は施設管理者がファシリティマネジメントのPDCA管理が適切に実施できるように支援し、促す「総合調整」の役割を担っているものと認識している。</p> <p>最適化検討施設のとりまとめは、行財政局としてカルテを作成し施設性能の低い施設をモデルケースとして提示し、施設管理課において施設の存廃や施設管理のあり方をハード・ソフトの両面からの検討を要請したものである。</p> <p>その後は、予算編成を通してファシリティマネジメントの取り組みを進めるとともに、施設の耐震化や長寿命化ならびに管理費の削減に資する取組みに対して別枠で予算枠を設定して推進している。</p> <p>(行財政局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>しかし、それに先行して、平成26年から閉鎖していた同団地内の保育所・児童館(こども家庭局)、及び生活福祉センター(保健福祉局)が「最適化検討施設(80施設)」に含まれていたことから、同団地全体を所管する住宅都市局との協議が無いままに取壊予算100百万円が平成28年度予算編成で承認されているが、全庁横断的なファシリティマネジメントの視点として疑問がある。</p>		
<p>施設カルテの更新と「FMの基本的考え方」の浸透について【意見4】</p> <p>「最適化検討施設」(80施設)については、「FMの基本的考え方」に基づくケースを選定したにすぎず、その基礎資料となった施設カルテについては、当該選定の目的にのみ使えるものであり、日常管理に耐えうる調査はできていないとのことである。</p> <p>ただし、当該施設カルテについては、施設保全の優先度を図るために設定した視点や点数化を行うという手法については、今後のファシリティマネジメントを進めるにあたっては有用であると考えられる。</p> <p>行財政局では、各所管局もしくは関連部局が「公共施設等総合管理計画の推進」の達成に向けた施設管理を行っているとの見解であるが、ファシリティマネジメントの推進の観点からは、施設管理課からの詳細な情報提供を受けるなど相互に協力することで、改めて施設カルテを更新し、取りまとめた結果を、行財政局管財課から施設管理課に対して詳細に、かつ、日常業務に落とし込める形で情報提供を行う必要がある。</p> <p>また、当該施設カルテにはソフト面での判断基準、例えば将来を含めた利用者数・利用率・一人当たりの神戸市負担額の増減見込みといった項目も合わせて織込む必要がある。</p> <p>なお、住宅都市局建築技術部から示されている「保全整備優先度」との整合性に留意する必要がある。</p>	<p>施設カルテは約 900 施設のうち施設性能が低い最適化検討施設【80施設】を抽出するために行う作業の一環で基幹部位及び設備を対象に作成したもの。又、一方で施設管理者による日常管理ではすべての施設においてより詳細な情報(点検・修理履歴等)が必要であり、最適化検討施設とは観点が異なる。</p> <p>今後は、施設管理者、住宅都市局建築技術部、そして施設管理者のFM推進をバックアップしていく行財政局の3者がより連携を深めるとともに、施設管理者としての管理意識と日常管理技術の向上を図る機会をさらに充実する。(行財政局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>行財政局管財課、住宅都市局、施設管理課の連携について【意見5】</p> <p>行財政局管財課は、住宅都市局が施設所管課に対して実施する営繕ヒアリングの一部に同席することにより、予算面での助言を行っている。</p> <p>日常業務におけるファシリティマネジメントの実行、つまり、「FMの基本的考え方」で示されている3つの柱のうち「最適な日常管理」と「最適な保全整備」を実現していくには、技術面と財政面が連動していることが求められるため、可能な限り営繕ヒアリングに同席するべきである。</p> <p>現状、管財課には、技術職1名の配置となっており、営繕ヒアリングの同席は限られた件数しかできず、人員の増強などによる対応が必要となる。</p> <p>また、財政面を理解している技術職については、今後のファシリティマネジメント実行には必要不可欠であるため、住宅都市局との人材交流も推進することが望ましい。</p>	<p>今後とも営繕ヒアリングだけに限らず営繕見積りや営繕工事計画など予算編成の各段階で行財政局、住宅都市局及び施設所管部局がより連携を深めていく。(行財政局)</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ファシリティマネジメントの推進（最適な資産管理の実現）に向けた取り組みの推進【意見6】</p> <p>「FMの基本的考え方」で示されている3つの柱に「最適な資産管理」が掲げられている。ここでいう「最適な資産管理」は、望ましい公共施設の在り方の検討および統廃合・利活用による最適保有量の実現を意味しているが、個々の施設管理部局のみの判断では部分最適しか達成できないと考えられるため、「最適な資産管理」を実現するためには、全庁的な視点から俯瞰する役割を果たす部局を決める、もしくは、在り方の検討および統廃合・利活用が必要な施設群ごとにプロジェクトチームを立ち上げ、その結果を取りまとめ、具体的な計画に落とし込む等によりファシリティマネジメントの推進（最適な資産管理の実現）を行っていく必要がある。</p>	<p>今後、人口減少、少子・超高齢化社会が到来し、社会保障費の増大や税収の減少が予想される中で、すべての公共施設を現在の規模のまま、市民が安心して利用できるように修繕・更新を行い、機能維持や改善を図っていくことは困難になってきており、全庁的にこの事態を認識してもらうために、「最適な資産管理」というテーマを設定し、将来の財政規模を勘案して30年で10%削減という目標を掲げたものである。</p> <p>個々の施設についてはその種類によって設置目的や利用状況が様々であり、今後、再配置・更新・統廃合等のあり方を検討するにあたっては、時代の変化や市民ニーズの変化、施設の経過年数や劣化状況等様々な観点から総合的に検討していく必要がある。</p> <p>今後とも政策会議や予算編成の場などを通じて、個々の施設の存廃を検討していくことを進めていく。（行財政局）</p>	措置済
<p>公共施設の補修工事の一括発注の仕組みの検討について【意見7】</p> <p>神戸市行財政改革2020では、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するとされており、複数施設の同内容の修繕については、所管を超えて横断的に、地域ごとにまとめて発注するなどにより、効率化とコスト削減、市内経済の活性化に資する旨が取り組みの方向性として示されているが、行財政局では当該記載の実現に向けた取り組みを行っていないとのことであった。</p> <p>複数施設の同内容の修繕の情報を収集する方法、修繕工事の内容、実施時期の調整を行うプロセス、発注・工事施工の管理等、一括発注の仕組みを構築するなど、神戸市行財政改革2020の実現に向けた取り組みに着手する必要がある。</p>	<p>複数の施設の同内容の修繕について、施設群を施設管理者に提案して一括発注を試行的に実施し、その効果を検証したうえで本格実施の可否を見極めていく。（行財政局）</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ファシリティマネジメント予算編成時の優先度について【意見8】</p> <p>ファシリティマネジメント予算の対象施設は平成 23 年度「FMの基本的考え方」策定時に、施設カルテなどを作成し把握した「最適化検討施設」(80 施設)および、その際に次点となった 77 施設を基本とし、その後、老朽化が進んできた箇所については、任意に追加しているが、予算査定の際に優先度を図る明確な指標は用意されておらず、予算査定結果とファシリティマネジメント上の必要性の明確な整合性が確認できなかった。</p> <p>神戸市としてファシリティマネジメントを実施していくにあたっては、当該予算査定に際して建築物(ハード面)の保全整備優先度と、政策的な重要度・優先度(ソフト面)の両面からの検討が必要である。ハード面では次の保全整備優先度が住宅都市局建築技術部から「保全整備優先度」として一定の目安が示されているが、ソフト面での判断基準が示めされておらず、例えば将来を含めた利用者数・利用率・一人あたりの市負担額の増減見込みといった客観数値での尺度が必要である。</p>	<p>予算編成にあたっては、ハード面については施設の耐震化や長寿命化ならびに管理費の削減に資する取組みに対して別枠で予算枠を設定して推進しており、また利用状況等のソフト面の指標も必要に応じて検討の素材としている。</p> <p>今後、利用者数、利用率、一人あたりの市負担額といった指標も積極的に検討の素材としていく。(行財政局)</p>	措置済
<p>(2) 住宅都市局建築技術部</p> <p>住宅都市局が施設管理課に行った助言のうち営繕計画書が提出されなかった案件の管理手法の確立【意見9】</p> <p>施設管理課が営繕計画書を提出しない場合、保全整備優先度を付与する対象から漏れる業務フローになっていることから、住宅都市局が助言した段階で優先度を施設管理課へ伝達し、助言した工事や補修についての営繕計画書の提出の有無を確認し、未提出であれば、施設管理課に対して取り組み状況を報告させることができるような権限を明示的に付与すべきである。</p> <p>また、喫緊の課題として市民利用施設の特定吊り天井(200 m²以上)の耐震化については、住宅都市局建築技術部で、その設計を取りまとめ、実施計画を作成している。しかし、各施設の所管部局及び行財政局との予算調整が未了で、具体的な工事の実施年度が決定していない。これら市民利用施設に対してはファシリティマネジメントの観点より、市民の安心・安全の観点から実施期限を明確にする必要があり、このような全市的に対応すべき課題についても、その工事の実施の検討状況について報告させる権限を明示的に付与すべきである。</p> <p>加えて、施設管理課では助言を受けた段階での優先度に、施設管理課が考えるソフト面(各事業の政策的な重要度・優先度)の優先度を掛け合わせた資料を全市統一の形で作成する必要がある。</p>	<p>これまで、住宅都市局建築技術部では、「事故未然防止事業」として、法定の定期点検の結果等を踏まえた事故の未然防止に取り組んできたが、このたび一層の取り組み強化として、平成 29 年度より「施設保全推進事業」を新たに実施する。この中で、庁舎等一般施設を対象に、建築技術部の技術職員などによる「施設保全パトロール」を実施し、緊急度の高いものについては施設管理課に伝達の上、建築技術部で「安全対策補修」を実施する。また、施設の劣化状況から改修時期を迎えているなどの情報に関しては、施設管理課や予算調整課に対して技術的助言等を行うとともに、財政部局へも伝達することで、適切な施設の保全に必要な工事等が実施されるよう取り組んでいく。</p> <p>また、特定吊り天井の耐震化については、従前より建築技術部において計画的に耐震設計を進め、施設管理課等に対して営繕見積を提出している。これらの施設は、大規模かつ市民利</p>	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>用頻度が高いものが多く、工期が長期に渡るため、施設運営に大きな影響があること等から、施設管理課等における工事時期の調整・設定に時間を要する傾向がある。今後も営繕計画書の提出時期などの機会に、施設管理課等における検討状況の把握に努めることとする。</p> <p>なお、ソフト面の優先度は、各施設管理課で判断されるべきものと考えている。</p> <p>(住宅都市局)</p>	
<p>技術的視点の専門知識を非専門である施設管理担当者への伝達【意見10】</p> <p>住宅都市局が行っている優先度の通知について、施設管理担当者への伝達が部局ごとに方針が異なっており、また、優先度の結果のみが伝達されている場合もあり、技術的視点が多分に伝達されていない恐れがあるなど、優先度づけの根拠について、浸透が不十分であるので、施設管理担当者に適切に伝わるよう優先度の伝達方針を定めるよう各部局へ働きかけるとともに、平易な言葉で優先度づけの根拠を伝達する等より浸透を図ることが望ましい。</p> <p>また、指定管理制度を導入している施設については、指定管理者に対しても浸透を図ることが望ましい。</p>	<p>保全整備の優先度については、技術的視点からみた根拠が分かりやすく伝わるように、「意義・目的」や「優先度ランク付けの考え方」、「危険性が伝わるような写真事例」などを用いて、財政部局や予算調整課、施設管理者（指定管理者含む）等に対して伝達し、意識啓発を図る。また、これらの情報を平成29年度中に庁内イントラネットに掲載するとともに、これまで実施してきている「施設保全に関する研修」に関しても、今後さらに内容を充実することで施設管理者等への理解・浸透を図る。</p> <p>(住宅都市局)</p>	措置方針
<p>予防修繕の適切な時期についての目安の明示【意見11】</p> <p>施設管理課では保全計画を独自に作成している場合もあるが、多くは保全計画を持っていない状況であるので、技術的視点から予防修繕の適切な時期についての目安を示すことが有用である。</p>	<p>施設の予防修繕の適切な時期については、その目安を「庁内イントラネット」や「営繕ガイド」にも平成29年度中に掲載することで、施設管理課への周知を図る。</p> <p>(住宅都市局)</p>	措置方針
<p>維持・補修の増加に合わせた組織体制の構築【意見12】</p> <p>維持補修に関しては、金額の多寡にかかわらず、住宅都市局における対応には違いが生じない。今後、維持・補修の件数は大幅に増加することが見込まれるため、人員体制を強化する必要がある。</p>	<p>市有施設での事故リスクの最小化を図り、施設管理者による適切な施設保全への技術的支援を充実させるため、平成29年度より住宅都市局建築技術部に新たに保全課を設置した。</p> <p>今後も必要に応じて、体制の構築に努めたい。(住宅都市局)</p>	措置済
<p>住宅都市局が現場訪問対応する必要のない相談案件の減少に向けた取り組み【意見13】</p> <p>住宅都市局が現場に赴き対応した案件の中では、施設管理課で十分対応可能な案件が少なからずあるとのことである。</p>	<p>施設の日常的な維持管理・安全点検については、施設管理者が適正に行うべきであり、住宅都市局建築技術部では、そのた</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>当該案件については施設管理課での認識不足が要因であることから、市有施設の安全点検マニュアルを活用し、施設管理課で十分対応可能な案件についてのさらなる周知を図るとともに、当該マニュアルに記載されていない事象が頻出している場合には、その内容を当マニュアルに織り込むなどさらなる充実を図ることが、住宅都市局が現場訪問対応する必要のない相談案件の減少につながると考えられる。</p> <p>当該取組みによって生まれた時間を本来業務に充てることで、維持・補修の増加に合わせた組織体制構築に一助になると考えられる。</p>	<p>めに必要な技術的支援を行っている。具体的には、技術者ではない施設管理者が、日常点検などで活用できるよう、平成 26 年度に「安全点検マニュアル」を作成し、施設管理者向けの講習会の開催、イントラネットへの掲載などを行うことで周知を図っている。平成 27 年度には新たな事例の追加など改訂を行っている。</p> <p>今後も、施設管理者がより活用しやすいマニュアルとなるよう必要に応じた改訂・充実に取り組むことで、施設管理者による適切な施設保全の推進に努めていきたい。(住宅都市局)</p>	
<p>今後の建築施設におけるLCC(ライフサイクルコスト)の観点の織込み【意見14】</p> <p>施設建築時には、保全計画の策定を行うとともに、維持補修の容易性が確保され、維持補修コストが低減されるように、建物の形状の選択、部材の選択、設備配置、配管の設置場所の検討等を実施し、調達時に追加コストが発生する特注品・外国製品などの使用を控える等の対応が必要である。また、建築物については、解体時のコストや他の施設への転用の容易性なども検討しておく必要がある。</p>	<p>設計業務を委託する際の契約図書となる「設計業務特記仕様書」の基本理念に建設や修繕に関わるライフサイクルコストへの配慮について設計者に明示するとともに、全庁的に周知する。</p> <p>また、今後は一定規模以上の施設の改修・新築工事時における保全計画書の作成を検討するとともに、ライフサイクルコストや省エネ、環境配慮、減災・防災、転用、解体撤去等に配慮した設計が浸透するような仕組み(設計マニュアルの作成等)についても検討していきたい。(住宅都市局)</p>	措置済
<p>2. 住宅都市局所管施設について</p> <p>(1) 市営住宅のハード面の課題</p> <p>市営住宅の耐震性の状況について【意見15】</p> <p>平成27年度末において、耐震未対応が95棟、6,613戸ある。対応済み戸数は全51,165戸数の87.1%であり、神戸市耐震改修促進計画で設定した平成27年度末時点92%耐震化の目標を下回っている。この原因としては、「地元調整に時間がかかる」等の理由であり、さらに、現在でも4住宅、8棟、544戸については、計画も未定の状況である。大震災を経験した政令指定都市として、管理する市営住宅の耐震化については、一刻も早く対応をすべきであり、人員の補強を含めた対策により、第2次市営住宅マネジメント計画終了年度である平成32年度までに、事業説明会が開催(=事業着手)できるようにスケジュールを立てる必要があると考える。</p>	<p>市営住宅の耐震化については、年度毎・地域毎に事業量を考慮し、平成 32 年度までに事業着手できるよう平成 28 年度に推進スケジュールを作成した。このスケジュールに基づき、平成 29 年度にはさらに体制を強化し事業を推進していく。(住宅都市局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>市営住宅の建替事業について【意見16】</p> <p>平成27年度末の時点で建替予定の市営住宅は、153棟、5,350戸である。第2次市営住宅マネジメント計画の第1期の建替を行う住宅の計画と実績は、計画対象が13団地、165棟5,968戸に対して、実績（事業着手ベース）が10団地、108棟、3,663戸にとどまっている。</p> <p>実績が計画どおりに進んでいない主たる原因は、仮移転先・住替先としての必要な空き住戸が不足しており、事業着手までに空き住戸を確保する時間を要するため等であると神戸市担当者より聴取しているが、建替をする場合には周辺の住宅需要も相応にあることが想定されることから、引き続き計画の進捗は想定どおりに行かない可能性がある。</p> <p>ここで、平成25年度から平成27年度の市営住宅の返還理由・区別理由別内訳を確認したところ、返還理由として高齢化による「老人ホーム等への転居」・「死亡」（孤独死を含む）が高い割合を示している。</p> <p>このように入居者の高齢化が進んでいる状況下においては、建替事業の推進を強力に進め、入居者に可能な限り長く、より快適な住宅環境を提供すべきと考える。</p>	<p>市営住宅の建替については、耐震改修が効果的でない住宅等を対象に、必要性や効率性等を検討しスケジュールを立てて進めている。入居者の意向を確認しながら仮移転先や住替え先を確保し、早期に事業着手できるよう平成29年度に体制を強化した。（住宅都市局）</p>	措置済
<p>市営住宅の修繕の状況</p> <p>八．山の街の修繕について【意見17】</p> <p>空家修繕について、山の街を視察した際に、エレベーターがついていない住宅において、通常人気がないと考えられる高層階（4階）が改修されていたが、空家であった。また、当該部屋は常時募集対象になっていなかった。</p> <p>そこで、平成27年度末の山の街の空家438戸のうち、修繕済戸数を調査したところ、50戸が修繕済であった（神戸市集計、かつ、修繕済か否かについてはデータが残っている平成26年度（空家27戸/修繕47戸）、平成27年度（空家23戸/修繕44戸）に空家修繕実施分）。</p> <p>ここで、指定管理者への支給額については、指定管理者応募要項にて、一件あたりの空家修繕が、一律565千円と定められていることから、過去2年間で、28,250千円（565千円×50戸）が支払われていたが、その投資効果が出ていなかったこととなる。</p> <p>これについて、平成27年度の指定管理者からの報告では、修繕実績が全体で637,622千円（1,061件）にのぼるが、その中に、一部使用見込がない非効率な支出が生じていた可能性が高い。空家改修の意思決定プロセスについて問題があったと考える。</p> <p>ただし、当該プロセスについては平成28年度から、労務費の高騰等の理由で一件あたりの指定管理者への支払額を引き上げる際に改善され、「入居応募があり、入居が決定した部屋についてのみ改修する方法」に変更されている。したがって、今後、投資が非効率に実施される状態は改善されている。しかし、当該変更に係る意思決定プロセスについて、経緯・意思決定者等が確認できる文書が残っていなかった。事後的な検証可能性確保のため、重要な決定に関しては、その経緯・意思決定プロセスを文書化することが必要である。</p>	<p>空家修繕方法の変更にかかると意思決定プロセスについて、経緯・意思決定者等が確認できる文書が残っていなかった。</p> <p>事後的な検証可能性確保の観点から、今後、同様の重要な決定に関しては、その経緯・意思決定プロセスを方針決裁等として文書化することとした。（住宅都市局）</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>市営住宅の再編(建替または、廃止)の進め方について<ハード>【意見18】</p> <p>第2次市営住宅マネジメント計画において、神戸市の市営住宅は(1)耐震、(2)建替等の他に、廃止も考慮しながら計画的に修繕が実施されているが、そのスピードは必ずしも計画どおりにっていない。例えば、桜の宮のように民間手法(PFI)を用いた事例では、平成22年6月の建替アナウンス(=計画着手)から完了予定の平成32年まで約10年の歳月がかかると見込まれている。桜の宮に類似し、施設の老朽化と入居者の高齢化する山の街は、交通アクセス及び傾斜道路等の条件が悪く、民間手法(PFI)による事業化は困難と考えられる。入居者の高齢化を考慮すると、当該団地の再編判断を早め、高齢者福祉の観点を含めた対策を急ぐ必要がある。</p> <p>山の街と同様に、老朽化し、空室率が高く、入居者の高齢化が進んでいる郊外大規模団地等に対しては、外部コンサルタントに調査を依頼する等により再編判断を早期に実施し、廃止の方向とされる団地に対しては、高齢者福祉の観点から1~2階への移住促進や、グループホームの改装、大学生の受入れ、さらには撤去棟の敷地売却による若年層戸建ての導入等の検討が望まれる。</p>	<p>入居者の高齢化が進んでいる郊外大規模団地については、早期に再編判断を実施する必要があると認識しており、実施計画(第2期)に4つの団地(押部谷、山の街、栄、ひよどり台)を今後の再編に向けて検討する住宅に位置づけた。</p> <p>押部谷では、外部コンサルタントを活用し、再編の事業モデルの検討、既存ストックの活用方法、地元住民の意向調査等を実施し、再編に向け必要な取り組みを計画的に進めている。</p> <p>山の街では、自治会役員と協議しながら、高齢者の見守りや買い物等のソフト面の課題に対し、保健福祉部局等と連携して取り組んでいる。</p> <p>平成29年度には、押部谷に加え、山の街においても、外部コンサルタントを活用しながら、再編方針の検討に着手する。</p> <p>なお、既存ストックの活用方法として、グループホームへの改装や大学を窓口した学生への住戸提供には既に着手しており、平成29年度からは、先着順で入居申込みを受け付ける常時募集住宅の一部において、学生向け特定目的住宅を設定し、学生の入居を促していく。(住宅都市局)</p>	措置済
<p>借上住宅について【意見19】</p> <p>平成27年度において、契約満了した1団地、管理戸数158戸のうち、43戸が返還期日後も継続借上状態となっている。神戸市はこれまで、平成24年度(平成25年1月~3月)に借上市営住宅懇談会を行い、契約満了の2年前から入居者と協議を進めているとのことで、返還割合は72.8%まで達している。しかし、円満に契約解除(移転、または、移転予約)に至らなかった事例も生じている。主たる要因としては、震災時の混乱の中で緊急的に提供を受け、入居されたものであり、契約上、契約期間が明確に定められていなかったことが考えられる。契約期間未明記の契約は、把握しているものとしては約16%とのことであるが、必要に応じてさらなる早期の対応が必要と考える。</p>	<p>借上期間満了の2年前から完全予約制を実施しているところ、早期対応のため借上期間満了の2年以上前でも移転予約を行っている。(住宅都市局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>市営住宅の目標管理戸数について【意見20】</p> <p>平成27年度末の管理戸数は51,165戸ある。第2次市営住宅マネジメント計画 実施計画（第2期）において、平成32年度までに46,000戸程度に縮減する計画となっている。この縮減目標は、人口推計や民間住宅戸数、さらには県営の住宅戸数を考慮しておらず、世帯数に占める市営住宅の割合が平成27年度末時点で7.1%と大阪市、北九州市に次ぐ高さとなっている神戸市の設定する目標値としては効率性の観点から見直しが必要と考える。</p> <p>また、ここで、第2次市営住宅マネジメント計画 実施計画（第2期）において、今後5年間で廃止が予定されている戸数が471戸（実施計画第1期から事業継続中の229戸を含む）、耐震改修・建替・廃止を組み合わせ対応する住宅等の実施計画（第1期）から事業継続中の住宅の内、事業手法が廃止と決定した下山手2号棟の52戸、借上住宅のうち平成32年度までに契約を満了する3,035戸を除いた戸数は47,607戸となり、約1,000戸さらなる縮減が必要である。この点については、担当者によると建替により事業着手と同時に募集停止を行い、入居戸数のみの建設を行うため、第2次市営住宅マネジメント計画 実施計画（第2期）中に事業着手した団地について、事業完了時に、約1,000戸の削減が可能とのことであった。（第1期中の住宅建替による削減戸数は541戸）</p>	<p>管理戸数のさらなる削減については、第3次市営住宅マネジメント計画において検討してまいりたい。平成28年度からその検討作業に着手しており、平成29年度にはさらに体制を強化し検討を進めていく。</p> <p>（住宅都市局）</p>	措置方針
<p>(2) 市営住宅のソフト面の課題</p> <p>大学生への市営住宅の提供【意見21】</p> <p>神戸市では、空室有効利用の一つとして、平成27年度より、入居者の自治会等地域活動への参加を条件に、「大学生への提供事業」を開始している。</p> <p>当該事業は、郊外地における市営住宅の空き住戸について、学生と地域住民との交流や実践的な調査研究を行う地域活動の拠点等とする目的として利用する提案があり、開始された。</p> <p>しかし、当該事業の活用事例は、平成28年10月現在、6住戸となっている。</p> <p>この点、郊外の大型団地は高齢化率も高く、特に福祉に関連する学部を有する大学にアピールすることで、より有用な空室利用につながると考える。そのため、さらに活用事例が増えるよう検討されたい。</p> <p>（応募要件の緩和）</p> <p>平成28年度からは常時募集の住戸の応募要件が、20歳以上の単身世帯が応募可能となっている。この点、大学生の入居が望まれる団地については、特定目的住宅として、18歳から入居を可能にする等、より窓口を広げることが望ましいと考える。</p> <p>（認知度の向上）</p> <p>また、当該制度について、認知度は低いため、各関連大学を通して広く大学生に知ってもらえるような施策の実行が望まれる。</p>	<p>現在は1つの大学から提案を受けているのみであるが、他にも興味を示している大学があり、希望活動場所等について聞き取りを行い活用につなげていく。</p> <p>高齢化率の高い郊外の大型団地において、さらに学生の入居を促進するため、平成29年度より先着順で申込みを受け付ける常時募集の一部において、学生向け特定目的住宅を設定し、18歳からの入居を可能とし募集を行う予定である。</p> <p>また、上記学生向け特定目的住宅の認知度の向上のため、各大学へのPRを行う等、広く大学生に知ってもらえるような方法を検討し、実行していく。</p> <p>（住宅都市局）</p>	措置方針
<p>特定目的住宅への住宅変更について【意見22】</p> <p>住宅変更については、公営住宅法施行令第5条第3項、神戸市営住宅条例第14条第1項第7号及び住宅変更の基準で定</p>	<p>現在、山の街住宅の状況を検証しているところであり、特定目的住宅の趣旨を踏まえつつ、</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>められており、神戸市は、エレベーターのない住宅の入居者で、身体の障害・高齢・病気等のため階段の昇降が困難な場合に、低層階（1～2階）への住宅変更を実施している。</p> <p>しかし、神戸市が認める住宅変更は、一般住宅から一般住宅への変更のみであり、特定目的住宅については、神戸市が設定した要件を入居者が満たしていなければ、一般住宅から特定目的住宅への変更は認められていない。</p> <p>ここで山の街は、全31棟のうち30棟にエレベーターがなく、高齢者にとっては昇降が困難な住宅であるが、1階部分の多くが障がい者向け特定住宅（216戸のうち、障がい者向け特定目的住宅が158戸）となっている。そのため高齢者が、高層階から低層階への住宅変更を希望しても、障がい者向け特定目的住宅であることを理由に、住宅変更が認められにくい状況にある。</p> <p>山の街は、空室率も39%と高く、その立地の悪さと築年の古さから、随時募集をかけても応募がない状況にある（1階部分216戸中、募集中の空室は35戸）。そのような状況で、特定目的住宅という理由で低層階（1～2階）の空室に住宅変更できないことは不合理と考える。</p> <p>この点、神戸市は、包括外部監査の過程での協議を受け対策が必要と判断し、山の街住宅に限り、高齢者対策のモデル団地として、一般住宅から特定目的住宅への住宅変更を認めることとし、運用を開始している。</p> <p>当該施策が有効であれば、山の街に類似する他団地での運用も期待される。</p>	<p>平成29年度末までに所定の結論を得る予定である。</p> <p>（住宅都市局）</p>	
<p>部局間の孤独死情報の共有と分析<ソフト>【意見23】</p> <p>住宅都市局では、「1人暮らしの名義人が誰にも看取られずに、住戸内で死亡」した場合、発見までの経過日数・年齢に関係なく、指定管理者より孤独死の情報を収集している。</p> <p>しかし、高齢者福祉を担当する保健福祉局に対しては、当該情報は提供されておらず、また保健福祉局が把握した孤独死に関する情報についても、住宅都市局には提供されていない。同じ神戸市部局間においての情報共有がなされておらず、有用な情報が有効活用されていないと考えられる。</p> <p>関係部局間で情報を共有し、過去の状況（男女別・発見日数・死亡年齢）を分析することで、リスクの特定に資し、高齢者の見守り活動の有効性、効率性を向上させることが期待される。</p> <p>なお孤独死の分析事例が公表されており、効率的な見守り活動を実施するのに有用と考えられる。</p>	<p>現在、情報共有の手法について検討を行っており、平成29年度末までに所定の結論を得る予定である。（住宅都市局）</p>	措置方針
<p>見守り活動者間の情報非共有【意見24】</p> <p>市営住宅における高齢者の見守り活動は、指定管理者、地域支え合い推進員、見守り推進員、友愛訪問ボランティア、民生委員、生活援助員LSA（概ね50戸あたりに一人配置）以下、「見守者」という。）によって行われている。</p> <p>ここで山の街における孤独死（平成26年7月～平成28年7月）を調査した結果は、下表のとおりであり、中には65歳以上の見守り対象者で、死亡から発見までに1か月半を要した事例が見受けられた。</p> <p>前述のとおり多数の見守者がいるにも関わらず、このよう</p>	<p>現在、個人情報共有の手法について検討を行っており、平成30年度末までに所定の結論を得る予定である。（住宅都市局）</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>に発見が遅れる要因の一つに、各見守者の情報非共有が考えられる。各見守者は、それぞれがどのような見守りを実施しているか不明な状況となっており、効率的な見守り活動が阻害されている可能性がある。</p> <p>各見守者を所管する部署（保健福祉局・住宅都市局・市民参画推進局）が異なっており、また、個人情報保護の観点等検討すべき課題はあるが、高齢者の孤独死防止を図るため、有用な個人情報の共有が望まれる。</p>		
<p>指定管理者評価による見守り活動【意見25】</p> <p>神戸市は、指定管理業務の一つとして、65歳以上の高齢者世帯の見回り業務を委託しており、その見回り回数を指定管理者の評価指標の一つにしている。</p> <p>ここで見回りの回数（努力）は、OUT-PUT（何をしたか）であり、重視されるべきはOUT-COME（成果）と考える。見守り活動のOUT-COME（成果）を評価指標とすることは困難かもしれないが、例えば、特に入居者の高齢化が顕著な大規模団地等においては、65歳以上の孤独死の発生件数の減少や発見平均日数の短縮を指定管理者の努力目標に加えることで、関係諸組織等（民生委員・見守り推進員等）との連携強化、及び情報共有（「高齢者見守り台帳」・「災害時要支援者登録票」）が促進され、結果として、コミュニケーションの増進や異常状況の早期発見が達成できると考える。</p>	<p>平成30年度からの次期指定管理者の選定に合わせ、指定管理者の努力目標として、見回り業務対象者について、65歳以上の独居死の発見平均日数の短縮を加えることを検討している。</p> <p>それにより、平成29年9月に行う予定の選定評価や、指定管理者運営時の評価をし、見守り活動をより有効なものとしたい。</p> <p>また、独居死に関する新たな指標について検討を行っており、平成29年度末までに所定の結論を得る予定である。</p> <p>（住宅都市局）</p>	措置方針
<p>指定管理者のアンケートの分析【意見26】</p> <p>指定管理者の収支と入居者サービスとは相反関係にあることから、入居サービスの向上のため、神戸市は従来から、市営住宅の入居者に対してアンケートを実施し、その結果を指定管理者の評価に反映している。</p> <p>ここで神戸市はアンケートの結果について、経年比較を行っているが、回答者の属性別分析は行われていない。</p> <p>例えば、以下の視点での属性別分析は、入居者サービス向上に資すると考えられる。</p> <p>（団地別分析）</p> <p>同一の指定管理者であっても、業務担当者が異なれば、そのサービスに差異が生じている可能性がある。団地別分析を実施し、入居者満足度の低い住宅については、改善政策を検討すべきである。</p> <p>（自治会長、管理人、一般入居者別分析）</p> <p>アンケートの対象者は、各団地の自治会長及び管理人とランダムに抽出した入居者である。</p> <p>ここで、自治会長や管理人は、一般の入居者よりも団地に関する情報を多く保有しており、また指定管理者とも接する機会が多いと考えられる。そのため、一般の入居者と区別して、アンケート結果を分析することで、より有用な指標となると考える。</p>	<p>平成29年2月に実施した、入居者に対するアンケートでは、自治会、管理人と他の入居者を分けて集計しており、結果を分析比較していく予定である。</p> <p>また、新たに団地の記入欄を設けており、団地別分析に役立てていく予定である。</p> <p>（住宅都市局）</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>指定管理料の見積【意見27】</p> <p>平成 26 年度より、神戸市が契約する指定管理者数を 5 社から 2 社に変更した理由の一つとして、スケールメリットによるコスト削減を挙げているが、神戸市は、その効果を具体的に試算していない。</p> <p>また平成 25 年度の指定管理者募集時の要項において、応募業者に対して示している上限予算は、平成 24 年度の実績の積み上げとなっている。指定地区集約に伴うスケールメリットによるコスト削減を謳うのであれば、その減額効果を上限予算に織り込むべきである。一方、仮に工事単価の値上げや建物の経年劣化に伴う修繕費の増加等が想定されるならば、その影響も上限予算に反映すべきと考える。</p> <p>市営住宅に係る指定管理料は、次の年間推移にみるように約35億円にのぼり、前年と同程度であれば良いという感覚は、その支出額に見合っているか疑問である。</p>	<p>平成 30 年度からの次期指定管理者応募時の指定管理料について、人件費は、平成 28 年度実績額としながらも、厚生労働省の調査を参考に、今の指定管理者の人件費実績額が妥当かどうか点検している。また、今まで定額としていた指定管理料のうち、一般・緊急修繕費については精算することとし、実績額のみ支払う予定である。</p> <p>今後は他の項目についても、指定管理料について、より詳細な試算を行ってまいりたい。</p> <p>(住宅都市局)</p>	措置方針
<p>指定管理料の団地別把握【意見28】</p> <p>神戸市は、指定管理料について、団地単位でのコストを把握しておらず、年間約 35 億円もの支出に対し、余りに井勘定である。</p> <p>この点、神戸市は団地別管理の必要性はないとの見解である。しかし今後、施設の老朽化はより進み、神戸市として住宅管理戸数を減少させる方針である。そのような状況下においては、団地別にコストを認識することは、修繕費の見積や住宅廃止に伴う指定管理料の減額算定時に必要な情報と考えられ、また住宅の将来計画を検討時に資する情報にもなると考えられる。そのため、団地別の修繕費等の収集可能なコストについて、積極的に収集し、適時に比較分析等を実施すべきと考える。</p>	<p>現時点では、団地単位でのコストを把握することはできていないが、平成 30 年度からの次期指定管理者の応募要領で、月次報告時に団地別の修繕費を出すように記載する予定としており、指定管理者に、収集する体制を整えてもらう予定である。</p> <p>(住宅都市局)</p>	措置方針
<p>地域福祉ネットワーク業務の具体化と客観的評価について【意見 29】</p> <p>地域福祉ネットワークは、関係者や専門機関等のつなぎ役になり、地域の課題解決に向けた支援に取り組んでいるものであり、市営住宅の個別問題（ゴミ、買出し等）の発生時にも、各関係者の取りまとめ役となることが期待される。</p> <p>しかし地域福祉ネットワークの権限についての定めがなく、また役割が抽象的であるため、具体的な活動成果に基づく評価が行われていない。</p> <p>そのため現状、地域福祉ネットワークの活動は属人的なものとなっている可能性が否定できず、個人の資質と働きにより、各地区でサービスにバラツキが生じているのではないかと懸念がある。</p> <p>以下の目的を達成するためにも、少なくとも各担当地域で発生している課題のリストアップ、その対応方針と結果等を一定以上の水準で文書化し、神戸市に対して報告させることを社会福祉協議会に求める必要があると考える。</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の明確化、可視化 ・スムーズな引継 ・解決事例の共有化 	<p>地域福祉ネットワークの具体的な活動について、社会福祉協議会が各区単位で作成する毎月の事業実績評価シートを市に提出させ、各区・地域における課題の把握状況や、個別の課題に対する対応方針及び支援経過等の報告を求めた。</p> <p>さらに、平成 28 年度上半期における取り組みについて各区社会福祉協議会に検証・評価を行わせることで、課題の明確化・可視化を図った。</p> <p>また、これらの文書について、各区の地域福祉ネットワークが集まる連絡会の中で相互に検証することにより、解決事例等の共有化を図った。</p> <p>(住宅都市局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>・地域福祉ネットワークの客観的評価</p>		
<p>3. 教育委員会事務局の所管施設について (1) 博物館・小磯記念美術館・神戸ゆかりの美術館 イ. 小磯記念美術館における神戸市の外郭団体への収蔵品の貸出業務について【意見30】</p> <p>小磯記念美術館では、神戸市の庁内や外郭団体に収蔵品を複数年にわたり貸し出ししている事例がある。このような物品に対して、貸し出しに係る決裁を当初に取り、借用書を取り交わしているが、年度で貸出決裁を更新する、特別貸付の申請を受ける等といった、定期的な確認がなされている証拠は残っていなかった。</p> <p>貸出が長期になる場合、所在や美術品の品質の確認という目的から、年に一度、借用書の更新など、貸出品について定期的に確認する仕組みの構築が必要である。</p> <p>なお、神戸市立博物館、神戸ゆかりの美術館では年に一度、借用書の更新等の定期確認が行われているとのことであるので、参考にされたい。</p>	<p>貸出作品の確認を行い、本年度の貸出決裁をとった(平成29年3月30日確認)。平成29年度からは、改めて貸出決裁をとり、年度毎の借用書を交わすとともに作品の確認を行う。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>ロ. 小磯記念美術館における設立前に神戸市が寄贈を受けた収蔵品の棚卸について【意見31】</p> <p>小磯記念美術館では、設立前に神戸市が寄贈を受けた収蔵品については、評価額が付されておらず、仮に鑑定評価などを取った場合に、重要物品に該当する可能性があり、当該収蔵品については、重要物品に準じた管理を実施することが望ましい。</p>	<p>平成29年度からは、重要物品に該当する可能性がある収蔵品については、重要物品に準じた管理を実施し、確認した際の結果の記録を残す。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>ハ. 重要物品現在高の調査記録の保存について(教育委員会所管の博物館・美術館共通)【意見32】</p> <p>神戸市物品会計規則17条1項において、「物品管理者は、その所管に属する物品のうち重要な物品について、前年度における異動及び年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない。」と定められている。</p> <p>神戸市立博物館・美術館では、収蔵品は、重要物品にかかわらず個別に所定の場所が決まっており、日常業務の中で所蔵品の目視確認を行っているが、目視確認結果の記録が残されておらず、結果として重要物品についての現在高の調査記録が残っていない状況である。</p> <p>重要物品の現在高の報告義務を果たしていることを事後的に証明するためには、その現在高をどのように調査したかについては、記録を残す必要がある。</p>	<p>博物館においては、重要物品現在高の調査記録の保存については、【意見33】で措置した収納情報に基づき所蔵品データベースにおいて記録していくことにする。小磯記念美術館・ゆかりの美術館においては、重要物品については、毎年度確認する作業を行い、確認記録を残すようにする。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>ニ. 重要物品の現物確認の網羅性について(教育委員会所管の博物館・美術館共通)【意見33】</p> <p>重要物品現在高の調査記録の保存がされていないため、重要物品を含む収蔵品について、網羅的に現物確認を行っていることを確認できる状況ではなかった。</p> <p>神戸市物品会計規則においては、年度ごとに現物確認を行う必要があるが、重要物品の点数が多く、慎重な取扱いが求められる物品も多いことから、博物館等における現物調査に関しては、一定期間(3年から5年程度の期間)に一巡するように現物確認を行う特例を定めるなど、規則自体の改定と収蔵品の取扱いも考慮した規程の整備についても検討すべき</p>	<p>博物館においては、重要物品を含む博物館所蔵資料については、平成28年度に全ての収納場所(約1800箇所)に対するID登録を完了させた。平成29年度中に、それぞれの箇所に収納されている全資料を現物確認し、所蔵品データベースとの照合を経て、収納情報も網羅したデータベースを完成させる。重要物品や、館外貸出・展</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>である。</p> <p>なお、当該事項について、博物館では、平成23年度の包括外部監査においても指摘されており、平成24年6月5日の措置状況報告において、「今後は、神戸市会計規則にそって、毎年度、すべての重要物品の悉皆の調査を行う。新たに、確認のためのチェックリストも作成した。」として措置済みとなっているが、実際には運用されていないことから、早急に実現可能性のある措置方針を作成することが必要である。</p>	<p>示などの移動のあった品目については年度ごとの目視調査を徹底し、収納情報を更新する。重要物品など特定の資料についても、このシステムにより随時自動的に更新されることになる。システムは平成29年度中に構築する予定である。また、小磯記念美術館・ゆかりの美術館においては、重要物品については、毎年度確認作業を行い、確認記録を残すようにする。（教育委員会事務局）</p>	
<p>ホ．施設運営のPDCAサイクル（小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館）【意見34】</p> <p>小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館については、事業運営に関する自己評価・外部評価の体制が整っていないが、神戸ゆかりの美術館については、教育委員会に移管されてから、特別展の実施により、入館者数が増加に転じている。</p> <p>一方で、小磯記念美術館について、入館者数が減少傾向で推移しており、収入金額についても減少傾向をたどっている。</p> <p>例えば、事業の目標として小磯良平氏およびゆかりの画家の優れた作品を多くの市民に鑑賞してもらうことであれば、目標設定の一つとして、小中学校の児童・生徒に芸術に触れる機会を与える学校連携授業を増やすといった目標を設定することができ、そういった目標・設定を持ってPDCAサイクルが機能するように運営を行うべきである。</p> <p>したがって、早急に施設の使命に適合した具体的な活動目標と成果指標を策定の上、運営していく体制を構築することが必要である。</p>	<p>指摘された具体的な活動目標と成果指標については、平成29年度より小中学校の連携授業の実施回数を定め、小中学校の児童生徒に芸術に触れる機会を継続的に行う。また博物館の事例も参考に、美術館の事業運営に関する自己評価・外部評価の体制を平成30年度には構築し、PDCAサイクルを機能できるように、平成29年度はそのための準備を行う。（教育委員会事務局）</p>	措置方針
<p>ヘ．小磯記念美術館における特別展の収支管理について【意見35】</p> <p>3年間の特別展8回についてすべて赤字予算であり、そのうち6回については、予算を上回る赤字となっている。特別展については、収支ゼロを目標とすべきものであるが、入場料収入等の歳入が厳しく収支ゼロ予算を見込むことができない状況であるが、歳入予算については、達成に向けた取組を行っていることが必須となるにもかかわらず、すべての特別展で未達成となっており、予算の50%に至っていない特別展が3回もあることから、市民負担を減らすよう更なる努力が必要である。</p>	<p>事業運営に関する自己評価・外部評価の体制を平成30年度には構築し、PDCAサイクルを機能させることにより、入館者増につながるよう、展覧会等の企画・運営について更なる工夫に努める。（教育委員会事務局）</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ト．収蔵品のアーカイブ化について【意見36】</p> <p>神戸市の博物館・美術館及び中央図書館には貴重な資料として収蔵されているものが多数存在する。その一部については、博物館等で展示されることにより市民の目に触れ、市民に還元されることになるが、貴重な資料については、展示機会も限られることとなる。</p> <p>中央図書館においては、外国人居留地に関する資料や昭和13年阪神大水害の被災状況を記録した絵巻物・スケッチといった、郷土の歴史を学ぶ上で欠かせない資料も所蔵しているが、劣化が進みつつある状態であったことから、保存・活用を図るため、平成18年度文部科学省「社会教育活性化21世紀プラン」事業としてデジタル化された資料を再構築し、航路図や錦絵、居留地関係資料等ホームページ上で「貴重資料デジタルアーカイブズ」として公開している。</p> <p>博物館・美術館の設置目的として、芸術的価値、歴史的価値が高い資料をより多くの市民に見てもらおうという側面があることから、収蔵品のデジタルアーカイブ化について推進していくことが望ましい。</p> <p>神戸市立博物館では、これまで「名品撰」として館蔵資料約240件をホームページ上で公開してきた上に、「Google Art Project」への参加により、高精細画像約130件が加わり、日本でも有数の公開数と品質をもつデジタルアーカイブとなっている。さらに、「文化遺産オンライン」を活用した大量の所蔵資料の情報公開に向けても準備を進めており、積極的な推進が図られている。</p> <p>しかし、当該業務については、効率化の観点から各館が単独で行うのではなく、神戸市の博物館・美術館・図書館が一体となって、推進していくことが望まれる。</p>	<p>博物館において、収蔵品のデジタルアーカイブの推進について、平成28年度に館内で協議を重ねた結果、新規に構築するよりも、「Google Arts & Culture（旧 Google Art Project）」や「文化遺産オンライン」といった世界規模・全国規模のアーカイブもしくはデータベースのプラットフォームを進めることがより周知できるとの結論にいたった。平成29年度についてはこのプラットフォームでどのように進めることが、より効率的なのか検討も含め、その準備として、資料の高精細デジタルデータの蓄積に努めたい。また、小磯記念美術館・ゆかりの美術館においては、作品の高精細デジタルデータの獲得ならびに公開に係る著作権許諾を獲得し、アーカイブに登録できる体制を整える。（教育委員会事務局）</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>チ．県立美術館との連携について【意見37】</p> <p>小磯記念美術館は、小磯良平氏の作品を中心とした展示を行っているが、近隣の兵庫県立美術館においても、同様に小磯良平氏の作品を多数所蔵しており常設展示が行われている。</p> <p>所蔵品の貸し借りの状況を見ると、小磯良平氏の作品の借入が少ない状況である。他の美術館が所蔵している小磯良平氏の作品の展示を頻繁に行うなど、来館者を増やすための施策を実施していくことが望まれる。</p>	<p>収蔵品の貸借はこれまでも実施してきている。収蔵品の貸借にかかる経費も考慮にいれながら、来館者を増やすための施策に取り組んでいるところである。（教育委員会事務局）</p>	<p>措置済</p>
<p>(2)神戸ポートアイランドホール</p> <p>イ．施設関連支出の優先度の整理【意見38】</p> <p>神戸ポートアイランドホールについては、アマチュアスポーツ・集会・展示会等様々なイベントが誘致されており、平成27年度においては、前年度よりも件数（54→60件）・利用日数（151→186日）共に増加している。</p> <p>全市的な施設であり、興行の誘致については、大阪城ホール等の類似施設との競争にさらされていることから、一定規模の投資的支出が必要となる。</p> <p>長寿命化の観点から実施すべき維持修繕に係る支出と、集客施設として行うべき投資的支出の優先度を整理することが必要となる。</p>	<p>住宅都市局と相談し、長寿命化の観点から実施すべき維持修繕の内、法改正等により必要なもの、人命や怪我に関わるもの、故障した場合に、施設の閉鎖や利用の制限が伴うものを優先しながら、一方で、他都市の類似施設との機能比較を行い、投資のタイミングを図っていくこととしている。今後も、予算要求の時期には優先度を考慮して予算化していく</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>予定である。 （教育委員会事務局）</p>	
<p>ロ．経済観光局との連携および所管の見直し【意見39】 神戸ポートアイランドホールは、当該地域における重要な集客施設の一つであると考えられる。その一方で、その活用状況に占める興行の割合が多くなっており、当初の取得目的であるスポーツ施設としての位置づけが薄れている状況である。</p> <p>周辺には経済観光局が所管する国際会議場・国際展示場の施設もあり、現在、経済観光局では、平成32年までは現有施設を使用する方針であるが、コンベンションセンター再整備を検討していることから、神戸ポートアイランドホールの集客を検討するにあたっては、神戸のコンベンションの中核地域である当該地域全体での集客方針との連動が必要となるため、経済観光局との連携が必要不可欠である。</p> <p>一方で、スポーツ振興を目的の1つとしている施設として、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等のゴールデンスポーツイヤーを迎えるという状況もある。</p> <p>これらの状況を勘案し、スポーツ体育課が引き続き所管し続けるべき施設かどうかを改めて検討が必要である。</p>	<p>本市のスポーツ振興施策を進めていくにあたって、ポートアイランドホールの役割及び機能を整理したうえで、市としての方向性を検討する。 （教育委員会事務局）</p>	措置方針
<p>(3) ポートアイランドスポーツセンター イ．優先度の整理【意見40】 ポートアイランドスポーツセンターは水泳会場としては国際大会、国体を開催できる施設ではないが、全市的な施設として国内・県内・市内競技団体の大会に使用されるとのことである。施設に対して支出できる予算が限られているため、長寿命化の観点から実施すべき維持修繕に係る支出と、集客施設として行うべき投資的支出の優先度を整理することが必要となる。</p>	<p>住宅都市局と相談し、長寿命化の観点から実施すべき維持修繕の内、法改正等により必要なもの、人命や怪我に関わるもの、故障した場合に、施設の閉鎖や利用の制限が伴うものを優先しながら、一方で、他都市の類似施設との機能比較を行い、投資のタイミングを図っていくこととしている。今後も、予算要求の時期には優先度を考慮して予算化していく予定である。 （教育委員会事務局）</p>	措置済
<p>(4) 王子スポーツセンター イ．施設関連支出の優先度の整理【意見41】 王子スポーツセンターは、神戸市での昭和31年の第11回国民体育大会開催等を目的に設置された総合スポーツ施設であるが、その後、神戸市での昭和60年の夏季ユニバーシアード開催を目的に総合運動公園が新設されたことから、2つの総合運動施設を保有する状況にある。両施設に対して支出できる予算が限られているため、類似施設である総合運動公園の競技場との役割分担を明確にし、長寿命化の観点から実施すべき維持修繕に係る支出と、全市的な市民利用施設として行うべき投資的支出の優先度を整理することが必要となる。</p>	<p>王子スポーツセンターは平成14年に陸上競技場の第1種公認を廃止し、全体的に市民利用中心の施設として位置づけている。一方で、総合運動公園は大規模スポーツイベントが開催できる施設となっており、両施設の役割を分担している。</p> <p>上記を踏まえ、住宅都市局と相談し、長寿命化の観点から実施すべき維持修繕の内、法改正等により必要なもの、人命や怪我に関わるもの、故障した場合に、施設の閉鎖や利用の制限が伴うものを優先しながら</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>ら一方で、利用者のニーズをつかみ、サービス向上のための投資を行っていくこととしている。今後も、予算要求の時期には優先度を考慮して予算化していく予定である。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>ロ．王子スポーツセンター体育館の位置づけ【意見42】</p> <p>王子スポーツセンターに設置されている体育館は昭和53年に設置され、平成24年度に耐震化工事を実施した施設である。建設当初から相当程度の期間が経過している施設である。</p> <p>体育館については、他の全市的な市民利用施設としての役割を担っているスポーツ施設との関係を整理し、市民の健康増進、介護予防などの観点から、全市的な市民利用体育施設としての必要性を勘案して、施設機能をどのように保全していくかを検討する必要がある。</p>	<p>王子スポーツセンターは、市民レベルの総合的な大会の開催等、全市的なイベントを行う中規模施設として必要である。</p> <p>老朽化が進んでおり、当面は、緊急性の高いものから早急に改修を行っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>ハ．王子スポーツセンターのプールの廃止の検討【意見43】</p> <p>王子スポーツセンターの各施設の収支状況を見ると、他の施設に比べプールの一人あたり市負担額は839.3円と高くなっている。また、施設についても建設当初から相当程度の期間が経過している施設であることから、大規模修繕の実施可否を判断するにあたっては、その在り方を検討する必要がある。</p> <p>屋外プールであり利用期間が限定されることや、市の施設でも他の屋内プール施設があることを勘案すると、費用対効果の観点から大規模修繕を実施せず、廃止を検討することが必要である。</p>	<p>近年、王子プールは大会利用もなく、主としてレジャー目的での利用となっている。今後、大規模な改修を実施するにあたっては、競技用プールとしての今後の利用や、他都市の設置状況も踏まえ、費用対効果の観点から施設の在り方を検討する。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>ニ．施設毎の収支管理について【意見44】</p> <p>王子スポーツセンターは、スタジアム(陸上競技場)、体育館、プール等のスポーツ施設が集まっているが、施設毎の収支管理は行われていない。当該施設については、建設当時の設置目的から環境が大きく変化しており、施設毎に目的が異なっている状況や、今後の施設の改修等の意思決定の判断を適切に行うために、施設毎の収支管理を行っていく必要がある。</p>	<p>平成29年度に実施する次期指定管理者の公募では、施設毎の収支管理状況を記載した指定管理運営業務報告書の提出を求めることを、応募要領に明記する。(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>ホ．指定管理者の運営評価について【意見45】</p> <p>指定管理者からの事業報告書については、王子スポーツセンター全体の利用者数は記載されているが、施設毎の利用者数については、報告書に記載がない。</p> <p>指定管理者の運営評価において、収入金額が提案目標に入っていないため、評価表において記載されていない。指定管理者の評価について、選定時の提案をそのまま目標として設定していると考えられる。しかし、利用料が発生する施設において収入金額は基本的な項目であり、選定後に協議を行うか、応募要領に提案目標として基本的な項目は目標としておくことが必要である。また、利用者数、利用率については施設全体のみが評価の対象となっているが、王子スポーツセンターは、体育館、陸上競技場、プール等の複合施設であるこ</p>	<p>既に月毎の事業報告書では、施設毎の利用者数・利用率が記載されている。平成28年度は、指定管理者に年間の事業報告書にも施設毎の利用者数・利用率を記載するよう求める。</p> <p>収入金額の目標設定については、利用率が90%を超えており、これ以上利用率を上げることにより収入を増加させることは難しい。また、指定管理者が料金の高い大会等の全面利用を促進する可能性が生じ、一</p>	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>とから、主要な施設毎の収入、利用者数、利用率の目標に対する達成度をもって評価すべきである。</p>	<p>般利用枠を圧迫する恐れがあるため、望ましくないと考える。</p> <p>平成 29 年度に実施する次期指定管理者の公募では、施設毎に利用者数・利用率の目標を設定することを応募要領に明記し、それぞれの目標に対する達成度を考慮して評価を行う。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>(5) 中央体育館 イ．雨漏りの対策について【意見46】</p> <p>中央体育館では雨漏りが発生しており、その対策の状況を確認したところ、平成 26 年度において、高所作業を実施し、枯葉などの堆積による排水管のつまりの除去を行っていた。また、平成 27 年度の予算要求事務書類を確認したところ、中央体育館の壁面の防水工事が平成 27 年度の実施が見送られていたが、当該見送りについては、吊り天井改修工事に合わせて実施するためとのことであった。</p> <p>現在、雨漏りは生じていないとのことであるが、枯葉などの堆積による排水管のつまりについては、定期的な高所作業による清掃が必要となる。予防措置の観点から当該清掃は不可欠となるので、高所作業等が必要な排水管の箇所および、そのつまりが躯体に大きな影響を及ぼす箇所を特定し、計画的に点検を行うことが有用である。</p>	<p>平成 29 年度に実施する次期指定管理者の公募では、屋上の排水管のつまりについては、定期的な点検を義務付け、適宜、枯葉等の除去作業を行うことを仕様書に明記し、工事にあたっては予め施設の状況を調査して、不具合のある箇所を一度に改修するよう図る。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>ロ．指定管理者の運営評価について【意見47】</p> <p>指定管理者の運営評価において、収入金額が提案目標に入っていないため、評価表において記載されていない。指定管理者の評価について、選定時の提案をそのまま目標項目として設定していると考えられる。しかし、使用料が発生する施設において収入金額は基本的な項目であり、選定後に協議を行うか、応募要領に提案目標として基本的な項目は、目標としておくことが必要である。</p>	<p>収入金額の目標設定については、利用率が 90%を超えており、これ以上利用率を上げることにより収入を増加させることは難しい。また、指定管理者が料金の高い大会等の全面利用を促進する可能性が生じ、一般利用枠を圧迫する恐れがあるため、望ましくないと考える。</p> <p>なお、現在、指定管理者の評価は利用者数、利用率、満足度等に関する提案目標の達成状況をもとに行っている。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	他の方法で対応
<p>(6) 各区設置の体育館 イ．各区の体育館の施設管理について【意見48】</p> <p>各区の体育館については、いずれも高い利用率を維持しているが、設立後 20 年以上経過している状況である。</p> <p>耐震化工事は終了しているものの、設備面でも老朽化の問題があるなど、利用者の熱中症対策等の観点から対策を講じなければならない課題も存在している。</p> <p>他の全市的な市民利用施設としての役割を担っているスポーツ施設との関係で、市民の健康増進、介護予防などの観点</p>	<p>現状において、市が管理する体育館は教育委員会所管施設のみならず、高い利用率で推移しており、市民のスポーツ振興を図る上で、その必要性は極めて高い。</p> <p>老朽化が進んでおり、当面は、緊急性の高いものから早急</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>から区単位の体育施設の必要性を勘案して、施設機能をどのように保全していくかを検討する必要がある。</p>	<p>に改修を行っていく。 (教育委員会事務局)</p>	
<p>ロ．各区の体育館、勤労市民センター、北須磨文化センターの体育施設の施設保全の一体管理について【意見49】 施設機能の保全を検討するにあたっては、勤労市民センター・北須磨文化センターにも同様の体育施設が設置されていることから、1区1体育施設を維持することが政策的に望ましいと判断するのであれば、施設機能の保全について、一体的に検討することが望ましい。</p>	<p>それぞれの施設の目的は異なっており、所管する部局も分かれている。 その上で、体育施設部分のみを取り出し、一体的に管理することになると、体育館とその他の部分の窓口が異なることになり、かえって市民の混乱を招く恐れがあること、また、施設の維持管理において、点検業務等を別々に行うことは非効率であると考えられ、体育施設のみを一体的に管理することは好ましくない。 勤労市民センターを所管している市民参画推進局、北須磨文化センターを所管している建設局とは、情報共有していく予定である。 (教育委員会事務局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>ハ．勤労市民センターとの事業実施面での連携について【意見50】 勤労市民センターにも体育施設が存在しており、スポーツ体育課が所管している各区設置の体育館と類似のサービスを提供している。 定期的な連絡などにより、ヒヤリハット事例などの情報を共有することが望ましい。</p>	<p>体育施設を所管する部局の情報交換の場として、定期的な会議の開催を検討する。 (教育委員会事務局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>ニ．施設利用料の設定について【意見51】 各区の体育館施設については、いずれも高い利用率を維持しているが、その運営には、指定管理料として一定の税金が投入されている。施設利用料を設定するうえで、平日・休日の別、午前・午後・夜間の別の利用状況に応じた設定を検討し、税金の投入を抑制することが可能と思われるが、その検討が行われていない。施設利用料は各施設の収入として重要であり、その金額の決定については、受益者負担のあり方、他の同種施設の料金との公平性等を勘案すべきであるが、利用率が高い施設については、収入の増加に向けた施策を検討することが望まれる。</p>	<p>スポーツ体育課が所管する体育施設は、時間帯等に関わらず極めて高い利用率を維持しており、空いている時間帯の料金を下げ利用者を誘導することができないため、利用状況に応じた料金設定は難しい状況にある。また、他局が所管する施設を含め、同種施設と料金の均衡はとれていること、体育施設の料金設定においては、スポーツの振興という目的があること等を考慮しなければならない。 受益者負担のあり方については、他局が所管する体育施設を含め、全市的な視点も必要である。 (教育委員会事務局)</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ホ．指定管理者の運営評価について【意見52】</p> <p>すべての体育館の指定管理者の運営評価において、収入金額が提案目標に入っていないため、評価表において記載されていない。指定管理者の評価について、選定時の提案をそのまま目標として設定していると考えられる。しかし、利用料が発生する施設において収入金額は基本的な項目であり、選定後に協議を行うか、応募要領に提案目標として基本的な項目は目標としておくことが必要である。</p>	<p>収入金額の目標設定については、利用率が90%を超えており、これ以上利用率を上げることにより収入を増加させることは難しい。また、指定管理者が料金の高い大会等の全面利用を促進する可能性が生じ、一般利用枠を圧迫する恐れがあるため、望ましくないと考える。</p> <p>現在、指定管理者の評価は利用者数、利用率、満足度等に関する提案目標の達成状況をもとに行っている。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>(7) 図書館</p> <p>ロ．地域図書館のファシリティマネジメントについて【意見53】</p> <p>FMの基本的考え方では、一部の地域図書館について、「施設性能評価が低く施設整備方策を検討するにあたって、優先的に資産・運営上の検討を要する「最適化検討施設」として、望ましい施設のあり方や利用形態等を検討し、再生(改修・設備更新等)や建替えによる施設機能の維持、統廃合、移転・廃止に伴う転用や施設解体、売却・貸付などの将来シナリオを検討していく施設」に区分掲載されている。ファシリティマネジメントという観点からは、施設の老朽度等のハード面に加えて、公共図書館の果たすべき役割と客観的指標に基づく事業面における評価に応じて、その対応を検討する必要がある。特に、近時のインターネットの普及に伴う書籍のネット通販や検索機能の高度化等、公共図書館を取り巻く環境の変化を見据え、公共図書館の果たすべき役割を再度整理し、図書館の老朽化対策を検討する必要がある。</p>	<p>「公の施設」の老朽化は、神戸市全体の課題であり、優先順位を付けて取り組んでいかなければならない。図書館としては、基本的には、1区1図書館の形態を維持しつつ、老朽化した図書館については、今後、各区の再整備や再編計画等(駅前の再開発や公共施設の新築・移転など)の機会を捉えて、維持、廃止、統廃合などを精査することになっている。また、同時に、存続する図書館は、時代に適合した公共図書館に再生・建替を行っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置済</p>
<p>ハ．図書館の運営評価について【意見54】</p> <p>市民満足度調査の分析について</p> <p>市民満足度調査の主要項目の結果については、上記に示している。一方で、各図書館の評価は、満足度を5段階評価した平均点で行ったうえで、前年度評価と比較は行っているが、単なる趨勢分析に止まり図書館の本来のサービスに係る評価が行われていない。</p> <p>また、例えば「読みたい本があるか」「図書館は調べものに役立つか」の項目について満足層の割合が減少しているにもかかわらず、平均点では増加している事例もあり、満足度の低下状況が過小に評価されている。</p> <p>市民満足度調査については、単に前年度比較を行うのみならず、本来のサービスに関する項目については、複数年度の趨勢分析を行うことや、平均点での評価ではなく、満足層の増減など、増減が適切に表示される指標を用いるべきである。</p> <p>蔵書の貸出実績の分析について</p>	<p>市民満足度調査の分析について</p> <p>平成28年度の市民満足度調査は、これまで5段階評価であったが、より評価を明確にするため4段階(満足、やや満足、やや不満、不満)に変更した。</p> <p>また、満足度についての設問を「総合的にみた満足度」という曖昧な問いから「実際に役に立ったか」という問いに変更した。今後は新たな評価方法のもとで複数年度の趨勢分析を行う。</p> <p>蔵書の貸出実績の分析について</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>蔵書の貸出実績について、予約件数が多い蔵書の抽出は行っているが、館毎、蔵書分類毎の分析は実施されていない。図書館システムとしてそのような統計システムが実装されていないということだが、神戸市は、市街地、ニュータウン、郊外地域や、高齢化率が高い地域、子育て世代が増加している地域など、地域ごとくに特性が異なっており、館別、蔵書分類別の分析は今後の図書館運営を計画するうえでのデータとなるものであることから、貸出実績を分析できる体制を構築することが必要である。</p> <p>指定管理者の運営評価について</p> <p>地域図書館の指定管理者の評価は、実施提案項目の実施状況と満足度調査の結果とに基づいて行われている。しかし、満足度の評価については、各項目の平均点の比較は考慮されているものの、総合評価の平均点の前年比較が対象となっており、地域図書館の本来的な設置目的に対する適切な評価が行われていない状況である。</p> <p>地域図書館の指定管理者の評価について、総合評価の平均点ではなく、各項目の満足層の増減について分析・評価することが必要である。</p> <p>また、その他の提案事項については、開催回数といったアウトプット指標ではなく、開催した事項の満足度といったアウトカム指標を用いて評価する体制が望まれる。</p> <p>図書館の本来のニーズである「読みたい本があるか」、「図書館は調べものに役立つか」の満足層の比率が大幅に低下している状況であり、上記～の取り組みについて、分析が不足している感否めない。図書館運営のPDCAサイクルや3E(有効性・効率性・経済性)の観点から、来館者ニーズ等のより詳細な分析を行い、満足度の維持・向上に取り組むべきである。</p>	<p>平成 28 年度の所蔵統計（現在未確定）において、館別、蔵書分類別のデータを探り、貸出実績を分析する。</p> <p>指定管理者の運営評価について</p> <p>指定管理者の平成 28 年度の運営評価については、指摘内容に留意して評価を行う。</p> <p>開催した事項の満足度については、すでにアンケート等を実施し把握している。</p> <p>図書館運営の評価方法については、アウトプットやアウトカムを数値で表すことが困難であり、図書館界全体としても、未だ有効な評価指標が見出せていない状況であるが、各館の来館者ニーズの把握につとめ、満足度の維持・向上に取り組んでいく。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	
<p>二．図書館システムの更新について【意見55】</p> <p>図書館システムについては、当時先進的な取組として神戸市がプログラムの著作権を持つ独自システムとして構築された。当該システムについては、神戸市外国語大学、神戸市看護大学の蔵書についても合わせて管理対象となっている。</p> <p>独自システムの維持やアップデートには、一般的に最小限のカスタマイズで導入されている公共図書館向けパッケージシステムに比してコストがかかるとされているので、次期システムの導入時には、公共図書館向けのパッケージシステムが活用できないか、神戸市外国語大学、神戸市看護大学との連携が費用対効果で有効な管理方法なのかを検討することが有用である。</p> <p>また、図書館予算として、図書情報ネットワークの委託料として88,803千円を計上しているが、システム構築から相当の時間が経過していることから、パッケージ機能の向上等を考慮し、より来館者ニーズを把握・分析できるシステム再構築の検討が望まれる。</p>	<p>次期図書館システムについては、パッケージ移行の可能性を念頭に置きつつ、現行システムの機能要件の書き出しや、他都市システムの見学など、5年先を見据えた検討をすでに始めている。</p> <p>来館者ニーズを把握・分析できるシステム構築については、システムを開発・提供するベンダーの動向によるところが大きい。「図書館総合展」など業界フェアに参加するなど、情報収集につとめていく。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(8) 神戸市生涯学習支援センター(コミスタこうべ) イ. グラウンドの管理について【意見56】 神戸市生涯学習支援センターのグラウンドの一部は、都市公園法上の公園に該当する敷地であるが、教育委員会事務局が適切、効率的に管理している。 現状の利用方法は排他的、独占的な使用ではないが、公園の土地を一部利用している状況であるため、法的な義務はないが、公園管理者との間で管理協定書を締結するなどの手続きを行うことが望ましい。</p>	<p>現在、公園管理者と管理協定の手続きについて協議しており、平成29年度中に管理協定書を締結する予定である。 (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>ロ. 市民講師登録制度の運営について【意見57】 生涯学習支援センターの主な運営業務の一つに、豊富な経験・知識・優れた技能のある市民を、講師として登録し地域団体などに紹介する生涯学習市民講師登録制度の運営があるが、その評価については、指定管理者の提案にある市民講師派遣件数の達成度で行われている。 しかし、登録は行っているものの、一度も派遣されていない講師も存在している。市民講師派遣を活発に行っていくためには、派遣した講師の満足度の向上、派遣回数が高い登録分野の講師の派遣回数を向上させるなど市民ニーズを意識した評価指標を設けることが望まれる。</p>	<p>平成29年度に生涯学習支援センターの指定管理者を公募予定であり、市民講師の活性化につながる評価指標も検討する予定である。 (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>ハ. 指定管理者の運営評価について【意見58】 生涯学習支援センターは、生涯学習支援事業として、学習情報の提供、学習活動への支援、人材の育成と活用、学習機会の提供、学習・発表の場の提供、生涯学習ネットワークの推進を行っている。学習・発表の場の提供の一環として会議室等の貸室業務を行っている。 指定管理者の提案目標については、貸室を含めた施設の利用者数、学習相談の件数、市民講師の派遣件数となっているが、貸室の利用率が向上すれば、収入金額の増加も見込まれるため、指定管理者の評価に関する目標設定については、貸室の利用率や収入金額目標など適切な目標設定を行い、達成度を評価することが望まれる。</p>	<p>平成29年度に生涯学習支援センター指定管理者の公募予定であり、貸室の稼働率向上につながる評価指標も検討する予定である。 (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>(9) 婦人会館 イ. 貸館業務について【意見59】 婦人会館の貸室の利用料金と利用率について他の貸室施設(勤労市民センター、区民センター)と比較した。他の施設と比較してところ、低料金の設定となっている。料金改定は過去に行われているが、開館当初の料金設定の根拠資料が保存されていないため、料金設定の妥当性について検証できなかった。 貸館業務を行っている施設であり、使用料収入は重要な項目ではあるが、婦人会館は婦人の生涯に亘る学習の場として、全ての世代の、勤労婦人も家庭婦人も、あらゆる婦人が学び、集い、交流し、情報交換することにより、婦人の社会的地位を向上させて、地域や社会で男性と同等の責任と役割を担い、判断し行動できる社会を構築していくための社会教育施設であり、受益者負担の考え方を踏まえた金額設定は馴染まないとの見解であった。</p>	<p>婦人会館は、社会教育法第3条に規定される社会教育の奨励に必要な施設として自治体が設置するもので、施設の設置目的を達成するため、広く市民に利用していただけるよう、負担をある程度抑えた金額で設定しており、単なる貸室ではない。 今後、更に多くの市民に利用いただけるよう、ホームページの充実や、平成29年度よりインターネットでの予約の導入等、ICTの積極的な活用等により、貸室の利用率を向上させて、使用料収入の増加に努める</p>	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>しかし、貸館部分については、広く一般市民の利用が可能な施設であることから、施設の使用料収入については、受益者負担の考え方を踏まえた金額設定を行い、市民に対して説明する責任がある。</p>	<p>ことで、市民への説明責任を果たしていきたい。 (教育委員会事務局)</p>	
<p>ロ．相談業務について【意見60】 婦人会館では、消費相談、子育てに関する悩みや介護など福祉サービスについての相談活動とともに、「何でも相談」を行っており、実績は平成26年度が25件、平成27年度が26件である(いずれも電話相談)。婦人会館における相談業務であり、想定される利用者は女性であるが、隣接する男女共同参画センターが女性カウンセラーなど専門職を活用して実施している「女性のための相談室」の平成27年度の面談相談682件、一般電話相談1,960件と比較して著しく件数が少ない。これは婦人会館の相談業務は事務局スタッフによる身近な総合相談窓口であることなどによると考えられるが、婦人会館における相談業務のあり方については検討することが望まれる。</p>	<p>男女共同参画センターは、市民の自立支援のための相談業務を実施しており、女性カウンセラーや弁護士、保健師などの専門家が、法律、心や体の悩みに対応しているもので、リピーターも多い。これに対し、婦人会館で実施する相談業務は、事務局スタッフが相談全般に対し、適切な助言や、必要に応じて関係機関へのつなぎ等を行うなど、身近な総合相談窓口(インフォメーション)として機能しているものであり、その相談を単なる問い合わせとして処理したり、来館された方については、具体的な相談までには至らず関係機関の紹介で終わる場合が多くカウントしていないことなどから、計上された件数が少なくなっている。 家庭問題や家事援助、消費生活問題等、これまでの各種相談業務について、今後、各専門機関との連携をより密にすることにより、助言のレベルを高めるとともに、平成29年度よりセカンドオピニオンの医療相談窓口を新たに開設するなど、相談業務の充実を図っている。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>ハ．指定管理者の運営評価について【意見61】 婦人会館の業務として、貸館業務、講座の実施、相談業務を行っているが、指定管理者の評価における目標の設定は、講座事業の開催数のみとなっており、各業務に適合した目標と評価指標に基づく評価を行うことが必要である。例えば、貸館業務における評価指標には利用率や収入金額等を設定することが考えられる。</p>	<p>貸館業務については、29年度実績より、稼働率を評価指標に設定する予定である。 (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>ニ．大規模改修工事後の施設のあり方について【意見62】 婦人会館を含む総合福祉センターは、平成26年11月から耐震補強を含む大規模改修工事を行っている。このうち、婦人会館に係る補修費は、確定していない部分を含めて361,168千円となっている。神戸市は「FMの基本的考え方」において築後使用年数を65年としていることから、65年到達までの期間</p>	<p>社会教育施設のあり方については、文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、平成32年度までに個別施設計画を策定する予定である。 (教育委員会事務局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>である18.5年とすると年間19,522千円の減価償却相当額の増加となり、実質的な一人あたり市負担額が217.8円から536.5円に増加する。この大規模改修工事は神戸市として大きな負担であるが、婦人会館部分については、改修前の状況での使用が前提となっており、施設のあり方について検討されていないとのことであった。今後、各施設において、大規模改修工事が発生することが見込まれるが、改修後の実質的な負担額を考慮し、施設のあり方を検討することが望まれる。</p>		
<p>(10)総合教育センター イ.ライフサイクルコスト(LCC)の最小化を意識した建築設計について【意見63】 総合教育センターは平成27年12月から外壁塗装改修工事を実施しており、その仮設計画を基に、10階部分に位置する「意匠梁」への外部足場費用を算出すると、設計金額ベースは約785万円(税抜)、請負金額ベースでは約714万円(税抜)となり、請負工事費に対する割合では全体の5.7%に相当するとのことである。 当該工事費は意匠梁がなければ生じなかった追加コストであるといえ、当初建設時にライフサイクルコストを意識した建築設計を行っていたら回避できたものであると思慮する。 神戸市において今後建設される構造物については、ライフサイクルコストの最小化を意識した建築設計がなされることが望ましい。</p>	<p>今後建設される構造物については、ライフサイクルコストの最小化を意識した建築設計を行うこととする。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>4.市民参画推進局の所管施設について (1) 神戸文化ホール イ.利用率の把握について【意見64】 神戸文化ホールの利用率について、平成25年度(大ホール82.2%)と比較して平成27年度(大ホール88.5%)に増加していたが、その要因は、平成26年度から大ホールロビーで行っているロビーコンサートにおけるロビー利用を含めて利用率を算出していることにある。 ロビーコンサートは、指定管理者の自主事業として、ホール空き日にロビーを使用した貸館とは異なる形の利用として、平成26年度より始まった新規取組であるが、貸館とは異なる形の利用であり、施設の利用状況の判断を適切に行うためには、ロビーコンサートを含めない利用率の把握が必要である。</p>	<p>今後はロビーコンサート除きの利用率も、併せて把握していく。 (市民参画推進局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 勤労会館 イ．施設利用料の設定について【意見65】 勤労会館の体育施設については、高い利用率を維持しているが、勤労会館の運営費の全てが利用料で賄われておらず、その運営には、指定管理料として神戸市の負担が生じている。施設利用料を設定する上で、平日・休日の別、午前・午後・夜間の別の利用状況に応じた設定を検討し、神戸市の歳出を抑制することが可能と思われるが、その検討が行われていない。</p> <p>施設利用料は各施設の収入として重要であり、その金額の決定については、受益者負担のあり方、他の同種施設の料金との公平性等を勘案すべきであるが、利用率が高い施設については、収入の増加に向けた施策を検討することが望まれる。</p>	<p>体育施設については、曜日や時間帯に関わらず極めて高い利用率を維持しており、利用状況に応じた料金設定を設けることは難しい状況である。</p> <p>現在の料金設定については、他局が所管する同種施設と均衡がとれており、今後の受益者負担のあり方についても、他局が所管する体育施設との均衡等に留意したうえで検討を行う。 (市民参画推進局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>(3) 勤労市民センター イ．市立体育館との事業実施面での連携について【意見66】 体育施設については、勤労市民センター以外にも市立体育館が設置されており、勤労市民センターと類似のサービスを提供している。</p> <p>定期的な連絡などによりヒヤリハット事例などの情報を共有することが望ましい。</p>	<p>教育委員会をはじめ、体育館を所管する他の部局と連携し、早期に情報共有が図られるような仕組みづくりを検討する。 (市民参画推進局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>ロ．勤労市民センターと区民センターとの連携【指摘1】 勤労市民センターと区民センターと合わせて1区1区民センターの機能を果たしており、また、自主事業としての文化講座事業も行っている点においても類似の機能を有している施設である。そのため、両施設の指定管理者の応募要領においては、1区1区民センターの整備方針により設置した施設として、提供するサービスの基礎的な部分における均一化を図るため、勤労市民センターと区民センターの指定管理者の連絡会の開催が求められているが、実際にはセンター間の連絡会は開催されていない。</p> <p>両施設は類似した施設であり、応募要領で連絡会を開催するよう求めた趣旨は、質の良い講師の招致や管理運営のノウハウの共有など情報共有できる体制を構築するためであることから、連絡会を開催させなければならない。</p> <p>なお、その内容については、施設管理課として報告を受けることが必要である。</p>	<p>平成29年度より、両施設の指定管理者の連絡会を開催するよう指導を行った。 (市民参画推進局)</p>	<p>措置済</p>
<p>ハ．各館の収支状況の把握について【意見67】 勤労市民センターの指定管理は、5施設一括で指定を行っている。収支状況については、5施設一括の収支状況の報告は行われているが、施設毎の収支状況については報告書に記載がなされており、主要項目(例えば、主な物件費の内訳等)について前年又は予算額との増減理由の分析は必要である。</p> <p>収支赤字となっている施設が見受けられるが、施設毎の運営状況を評価するにあたり、施設毎の収支状況の把握は重要であり、報告書に記載すべきである。</p>	<p>施設毎の収支状況については、これまでも必要に応じて資料等の提出は求めているが、平成28年度決算からは、指定管理者に対し、事業報告書にも施設毎の収支状況を記載することとした。(市民参画推進局)</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ニ．管理者の運営評価について【意見68】</p> <p>勤労市民センターの指定管理者は、5施設一括で選定されていることから、各年度の指定管理者の運営評価についても5施設一括で行われている。その中で、満足度調査の結果については、施設毎の結果を記載しているが、収支状況、利用率の推移については、5館合計の結果しか記載がなく、各館の運営状況が適切に評価されているか疑問である。また、利用率についても、ホール、会議室、特別目的室で利用状況が異なるが、それぞれの区分毎の分析などが評価時の資料に記載されていない。</p> <p>利用率の低い特別目的室の利用状況の向上等、課題が見えてくることから、施設毎、施設種類毎の利用率の分析を評価に含めることが望まれる。</p>	<p>指定管理者選定評価委員会において、より適切な評価に繋げられるよう、利用率などについて、施設全体の結果のみではなく、各館ごとのデータを提供するなど、より詳細な資料を提供する方向で指定管理者選定評価委員会の委員と協議を行う。 (市民参画推進局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>ホ．利用率の低い施設の利活用について【意見69】</p> <p>各勤労市民センターの一人あたりの市負担額は、350.5円から513.7円となっているが、施設毎にみると、料理教室の一人あたりの市負担額は575.8円から1,869.0円と負担額が大きくなっている。料理教室をはじめとする特定教室については、利用率が低く、利用者も少ないことに起因していると考えられる。例えば、料理教室については、貸館、文化講座での利用のみではなく、保健福祉の分野との連携などにより、一層の利活用を図ることを検討すべきである。</p>	<p>これまでも料理教室を使った講座開催など、利用率向上に向けた取り組みを行っているが、生きがい活動ステーションでの食を通じた居場所づくりなど、保健福祉分野との連携などについて検討を行う。 (市民参画推進局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>へ．利用率の高い施設の料金設定について【意見70】</p> <p>各勤労市民センターの体育施設については、いずれも高い利用率を維持しているが、その運営には、指定管理料として一定の税金が投入されており、一人あたり市負担額が高い状況となっている。施設利用料を設定するうえで、平日・休日の別、午前・午後・夜間の別の利用状況に応じた設定を検討し、税金の投入を抑制することが可能と思われるが、その検討が行われていない。施設利用料は各施設の収入として重要であり、その金額の決定については、受益者負担のあり方、他の同種施設の料金との公平性等を勘案すべきであるが、利用率が高い施設については、収入の増加に向けた施策を検討することが望まれる。</p>	<p>体育施設については、曜日や時間帯に関わらず極めて高い利用率を維持しており、利用状況に応じた料金設定を設けることは難しい状況である。</p> <p>現在の料金設定については、他局が所管する同種施設と均衡がとれており、今後の受益者負担のあり方についても、他局が所管する体育施設との均衡等に留意したうえで検討を行う。 (市民参画推進局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>(4) 区民センター</p> <p>イ．建物の損傷【意見71】</p> <p>須磨区民センターにおいて雨漏りが発生していることは所管部局である市民参画推進局においても認識しているが、3年前に大規模修繕を行っている経緯があるほか、雨漏りは気象の状況等により、発生状況が異なるなど原因究明が非常に難しいということなどから、現在は随時小修繕にて対応していく方針としている。また、漏水問題の重要性は認知しているものの、須磨区民センターよりも老朽化の進んでいる施設や、外壁劣化等より早急に対応の必要な施設があり、限られた予算の中、使用危険度が高い施設、長寿命化対策の観点から急を要する施設を優先的に予算申請しているのが現状である。</p> <p>これについて、行財政局では建物の維持・延命のための修繕については優先的に予算を割り当てる方針としているものの、予算申請においても、これらの修繕について全て予算が</p>	<p>区民センターの躯体や電気等の設備に不具合が生じた際は、指定管理者から報告を受け、その都度状況の把握に努めるとともに、小修繕で対応を行っているところであるが、指定管理者に対して、雨漏りの有無等、施設の状態をあらためて調査し、その結果を踏まえて、営繕部局とも協議しながら、計画的な予算要求を行っていく。 (市民参画推進局)</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>付くわけではないのが実態であるが、公共施設を65年まで延命するという神戸市のアクションプランに従った予算要求がされないことにより、結果として雨漏りへの対応が適時に行われていない結果となっている。</p> <p>雨漏りは躯体の長寿命化に悪影響を与えると考えられるため、計画的に予算申請を行う必要がある。</p>		
<p>ハ．各館の収支状況の把握について【意見72】</p> <p>区民センターの指定管理は、老朽化による耐震工事等の検討が必要であった葺合文化センター（平成28年4月に神戸芸術センターに暫定移転）以外の6施設一括で指定を行っている。施設毎の収支状況の報告資料を閲覧したが、施設毎に配分されるべき指定管理料が配分されず、すべての施設に指定管理料全額を記載した収支報告書となっており、施設毎の収支状況が把握できないものとなっていた。収支報告書を確認する際に、施設毎の収支の計算が適切に算出されているか確認する必要がある。</p>	<p>平成28年度決算からは、指定管理者に対し、事業報告書にも施設毎の収支状況を記載するように求めることとした。</p> <p>（市民参画推進局）</p>	措置済
<p>ニ．指定管理者の運営評価について【意見73】</p> <p>区民センターの指定管理者は、葺合文化センター以外の6施設一括で選定されていることから、各年度の指定管理者の運営評価についても6施設一括で行われている。その中で、開館日数、地域文化活性事業の状況、満足度調査の結果については、施設毎の結果を記載しているが、収支状況、利用率の推移については、6館合計の結果しか記載がなく、各館の運営状況が適切に評価されているか疑問である。また、利用率についても、ホール、会議室、特別目的室で利用状況が異なるが、それぞれの区分毎の分析も行われていない。</p> <p>利用率の低い特別目的室の利用状況の向上等、課題が見えてくることから、施設毎、施設種類毎の利用率の分析を評価に含めることが望まれる。</p>	<p>指定管理者選定評価委員会において、より適切な評価に繋がられるよう、利用率などについて、施設全体の結果のみではなく、各館ごとのデータを提供するなど、より詳細な資料を提供する方向で指定管理者選定評価委員会の委員と協議を行う。</p> <p>（市民参画推進局）</p>	措置方針
<p>ホ．利用率の低い施設の利活用について【意見74】</p> <p>各区民センターの一人あたりの市負担額は、327.5円から534.5円となっているが、施設毎にみると、料理教室の一人あたりの市負担額は843.9円から4,628.5円と負担額が大きくなっている。料理教室をはじめとする特定教室については、利用率が低く、利用者も少ないことに起因していると考えられる。例えば、料理教室については、貸館、文化講座での利用のみではなく、保健福祉の分野との連携などにより、一層の利活用を図ることを検討すべきである。</p>	<p>これまでも料理教室を使った講座開催など、利用率向上に向けた取り組みを行っているが、健康に対する意識の向上を捉えた新たなニーズの発掘や、保健福祉分野との連携などについて検討を行う。</p> <p>（市民参画推進局）</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>5. 建設局の所管施設について</p> <p>(1) 神戸総合運動公園</p> <p>イ. 指定管理者の運営評価について【意見75】</p> <p>総合運動公園は、陸上競技場、体育館、テニスコート等の様々なスポーツ施設が設置されている。総合運動公園全体の収入額の目標は定められているが、各スポーツ施設の利用率、利用者数、収入額の目標は定められていない。</p> <p>今後の施設改修等の意思決定を適切に行うためには、各施設の利用状況（利用者数・利用率・一人あたりの神戸市負担額の増減見込み等）を把握することが必要となる。また、施設運営のモニタリングという観点からも、各スポーツ施設ごとに目標設定及び実績との比較分析が望まれる。</p>	<p>平成29年度より、各施設別の利用実績を把握していく方向で指定管理者と協議予定。</p> <p>併せて、次期指定管理者公募時には、施設別に一定の目標設定を行う。（建設局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>(2) 北神戸田園スポーツ公園</p> <p>イ. 指定管理者の運営評価について【意見76】</p> <p>北神戸田園スポーツ公園は、野球場、体育館、多目的球技場等のスポーツ施設が集まっている。施設全体の収入額の目標は定められているが、各施設の利用率、利用者数、収入額の目標は定められていない。</p> <p>今後の施設改修等の意思決定を適切に行うためには、各施設の利用状況（利用者数・利用率・一人あたりの神戸市負担額の増減見込み等）を把握することが必要となる。また、施設運営のモニタリングという観点からも、各スポーツ施設ごとに目標設定及び実績との比較分析が望まれる。</p>	<p>平成29年度より、各施設別の利用実績を把握していく方向で指定管理者と協議予定。</p> <p>併せて、次期指定管理者公募時には、施設別に一定の目標設定を行う。（建設局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>(3) しあわせの村</p> <p>イ. 一体的な施設管理について【意見77】</p> <p>しあわせの村の建物は、平成元年4月に開村され新築当時から20年～28年が経過しており、建物・設備の更新時期が過ぎたものも存在する。専門調査会社が実施した「都市公園内建築物保全計画報告書」（平成25年3月）によると、建設局所管部分のみで中長期で建物・電気設備・機械設備の保全に要する費用は、短期(平成25～29年)で678百万円、長期(平成30～44年)で2,274百万円の合計2,952百万円と報告されている。</p> <p>現在、しあわせの村は保健福祉局と建設局が個々の施設を分担して財産管理と運営を所管しているが、指定管理者(しあわせの村運営共同事業体)の指定管理料は年間で1,215百万円の巨額な支出となっている。今後の施設保全支出の効率化を考えると、利用者の視点に十分配慮しながら、個々の施設を分担しているデメリットが生じないように、同施設を一体とした意思決定の迅速化及び進捗管理を効率化していくことが望まれる。</p>	<p>個々の施設を分担しているデメリットが生じないように諸条件を整理のうえ、次期指定管理の方法を含め、同施設を一体とした意思決定の迅速化及び進捗管理の効率化を図れるよう、両局間で検討を進める予定。（建設局）</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 北須磨文化センター イ．市民参画推進局との連携【意見78】 実態として区民センターと類似の機能を有しているため、質の良い講師の招致や管理運営のノウハウの共有など区民センターを所管する市民参画推進局と情報共有できる体制を構築することが求められるが、抜本的には他の区民センター等との一体公募による管理運営が望ましい。</p>	<p>建設局から市民参画推進局への移管も含めて、より良い管理体制を両局間で検討予定。 (建設局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>ロ．施設の位置づけの整理と施設の保全について【意見79】 北須磨文化センターは、文化・スポーツのための文化施設であり、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資するために設置されている区民センターや、勤労市民センターとの類似性がある。 このため、当該施設について区単位での文化・スポーツ施設の必要性を勘案し、施設機能をどのように保全していくかを検討する必要がある。 なお、当該施設は、隣接するクリーンセンターの建設との兼ね合いに留意することが必要である。</p>	<p>建設局から市民参画推進局への移管も含めて、より良い管理体制を両局間で検討予定。 (建設局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>ハ．北須磨文化センター、区民センター、勤労市民センターの文化施設の施設保全の一体管理について【意見80】 前述の施設機能の保全を検討するにあたっては、区民センター・勤労市民センターにも同様の文化施設が設置されていることから、1区1文化施設を維持することが政策的に望ましいと判断するのであれば、施設機能の保全について、一体的に検討することが望ましい。 なお、前述のとおり、隣接するクリーンセンターの建設との兼ね合いに留意することが必要である。</p>	<p>建設局から市民参画推進局への移管も含めて、より良い管理体制を両局間で検討予定。 (建設局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>ニ．会議室等の利活用について【意見81】 北須磨文化センターの会議室、特定教室は、同様の施設を有している勤労市民センター、区民センターと比べても、これらの施設の利用率が低い状況である。 北須磨文化センターは、体育館、プールといった体育施設と会議室、特定教室といった文化施設といった異なる施設が合わせて整備されており、それぞれの運営には、異なるノウハウが必要である。指定管理者選定時に各施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる団体を選定できるように十分に配慮することが望まれる。</p>	<p>建設局から市民参画推進局への移管も含めて、より良い管理体制を両局間で検討予定。 現指定管理期間においては、指定管理者と文化施設の稼働率向上策について協議する。 (建設局)</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>6. 保健福祉局の所管施設について (1) 神戸市健康づくりセンター イ. 会議室等の利活用について【意見82】 特定教室である料理教室(食生活指導室)は神戸市が保有する同一教室の利用率(17%)に比して44.1%と高く、その利用内容は同センターの設置目的に沿った健康づくりの推進を目的とした料理の指導となっている。 ただ、年間利用率で会議室(13.2%)・研修室(9.3%)と低く、この背景として指定管理者に対し「神戸市健康づくりセンター条例第3条各号」に規定される事業に関する制限が考えられる。駅前の利便性が高い立地条件を有効に生かすために、より多くの市民に利用してもらう周知活動を行うことが望まれる。</p>	<p>毎月提供している「健康づくり教室受講者募集」の神戸市記者提供資料に「貸室事業の案内」を平成29年4月6日提供分より追記した。 また、毎月発行している募集チラシに「貸室事業の案内」を平成29年4月28日発送分より追加した。(保健福祉局)</p>	措置済
<p>ロ. トレーニングジムの利用料金【意見83】 ジムに付随する設備(サウナ・プール・スタジオ等)による料金差額は妥当な範囲内にあると考えられる。ただ、当スポーツジムの利用者の約45%(平成25年度～平成27年度の平均)が高齢者で占められることから、高齢者料金(2,500円)の料金設定の見直しの検討が望まれる。</p>	<p>高齢者料金設定を見直し、平成28年12月より高齢者の健診割を導入。65歳以上かつ過去1年間に各種健診を受診された方のみ利用料金を減額とした。(ただし、経過措置として従来の高齢者減額を平成29年2月末まで継続とした。) (保健福祉局)</p>	措置済
<p>(2) 地域福祉センター イ. 竜が台地域福祉センター 外壁の損傷の対応と情報共有【意見84】 損傷しているのは1階の屋根の部分であり、雨水が浸入する場所であった。なお、建物については3年に一度点検を行っており、平成27年12月に実施した前回の点検において屋上面の劣化及び損傷の状況について「要是正」との結果が出ている。しかしながら神戸市は修繕を行っていない。 点検結果に基づき神戸市内部で行った調査では安全性には問題がないことから緊急度は低く、その結果修繕されていなかったとのことであるが、雨漏りは躯体の長寿命化に悪影響を与えると考えられるため、計画的に修繕を行う必要がある。 また、神戸市による点検結果は、指定管理者であるふれあいのまちづくり協議会へは情報提供されていなかった。施設の日常管理の観点から、施設の点検結果は重要な情報であると考えられるため、適時の情報共有が必要である。</p>	<p>長期的な修繕計画の策定を進めており、計画的な修繕を実施していく。また、建物の修繕は軽微なものを除いて市が行っていることから、修繕の実施判断は市が行う。なお、点検結果については、必要に応じて情報提供を行う。 (市民参画推進局)</p>	措置済
<p>ロ. 湊山地域福祉センター 避難経路の確保【意見85】 福祉避難所に指定されているにもかかわらず、2階からの非常階段は幅80cmと狭く、大人一人が通れる程度であった。また、階段は踏面23cm、蹴上25cmと45度以上の急勾配である。消防法上の基準は踏面の寸法20cm以上、蹴上の寸法30cm未満であり、この基準は満たしているものの、多数の高齢者が利用する地域福祉センターにおいて、高齢者が非常時にこの階段を使って迅速に避難できるとは考えにくい。 非常階段を降りた後の避難経路も建物の周りを約半周する必要がある上に、途中で物置倉庫が設置されており避難の妨</p>	<p>建物の建替えの際、施設特性に合わせた設計を行う。 (市民参画推進局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>げとなる状況である。避難経路の幅は 169.7cm あるものの、物置倉庫の設置により、実際に通行できる幅は 80cm となっている。こちらも消防法上は「避難通路は降下空間（＝非常階段）の幅以上」となっており、この基準は満たしているものの高齢者が迅速に避難できるとは考えにくい。</p> <p>法律上問題のない状態であると言えるが、今後、建物の建替え時には、より一層、施設特性に合わせた設計を考慮すべきである。</p>		
<p>八．北野地域福祉センター</p> <p>剰余金(繰越金・積立金)の取扱い【意見86】</p> <p>北野地域福祉センターの指定管理者である北野ふれあいのまちづくり協議会の平成 27 年度決算書で、翌年度繰越金 898 千円・積立金 4,314 千円の合計 5,212 千円が剰余金として留保されている。また市から、同センターへの運営交付金(指定管理料)として 1,700 千円、ふれあいのまちづくり助成金として 235 千円が支出されている。</p> <p>運営交付金やふれあいのまちづくり助成は、毎年度末に精算されていることから、公金が剰余金として留保されているものではないが、剰余金も活用しながら、より一層、地域福祉活動が充実されることが望まれる。</p>	<p>北野ふれあいのまちづくり協議会へ趣旨を伝えた。 (市民参画推進局)</p>	<p>措置済</p>
<p>施設の利用について【意見87】</p> <p>地域福祉センターは、地域の福祉活動及び交流活動の拠点施設であり、さまざまな地域福祉活動や交流活動に利用されている。</p> <p>北野地域福祉センターでは、平成 25 年度まで民間団体に施設の利用を承認し、指定管理者の会計帳簿によると 3 年間(平成 23 年～平成 25 年)で 1,041 千円の収入を計上していた。なお、現在は、当該団体は利用していない。</p> <p>地域福祉センターの本来の役割である「市民福祉総合計画」に沿った施設運営が行われるよう利用の承認を適切に行うとともに、特定の団体やサークルが継続的・独占的に利用することがないように留意されたい。</p>	<p>北野ふれあいのまちづくり協議会へ趣旨を伝えた。 (市民参画推進局)</p>	<p>措置済</p>
<p>二．狩口台地域福祉センター</p> <p>イ．指定管理者の運営状況の評価について【意見88】</p> <p>指定管理者の運営状況の評価については、187ヶ所一括で行われている。非公募の施設のため、管理運営に対する総合評価は行われていないが、多数の施設を一括で評価することは困難であると考えられる。地域福祉センターにおける各活動を基に評価を行うなど独自の評価手法を構築することが望まれる。</p>	<p>平成 29 年度より一律のチェック項目により各地域福祉センターの指定管理業務状況の把握を行う。(市民参画推進局)</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>7. 経済観光局の所管施設について (1) 神戸国際会議場・神戸国際展示場 イ. 使用年限の明確化について【意見89】</p> <p>平成25年3月に策定された「コンベンションセンター再構築基本構想」では、現状施設の一部を使用しながら、建設と解体を順番に行うことで、再整備を行うことが想定されているが、平成25年9月に平成32年に東京オリンピックが開催されることが決定されたことにより建設需要の高まりにより建築コストの上昇が見込まれることや、少子高齢化・人口減などの影響で神戸市の財政状況が厳しくなることが想定されるため、他都市のMICE施設の整備状況などを勘案したうえで、神戸市として最適な施設規模・機能・整備時期を検討することとなった。</p> <p>結果として、平成32年までは現有施設を維持更新しつつ活用することとなっているが、平成33年以降はどのような再整備がされるのかについて結論が出ておらず、施設の使用年限が当面未定となっている。</p> <p>一方、建物の補修は設備などの耐用年数や現状に応じて実施しなければならないが、当該施設はこれまで再整備を前提にしていたため、老朽化が進んでいるにもかかわらず大規模な補修を見送ってきた。しかしそれにも限界があり今後数年のうちに相当な補修が必要となる。</p> <p>もし、数年内に現在の施設を建替えるならば、多額の補修費を投じることは過大投資となる可能性がある。一方、再整備を行わず、現在の施設の長寿命化を選択する場合は、補修の着手が遅れると、事故の可能性が高まると共に、状況の悪化が進み、想定以上の補修費用がかかる可能性がある。</p> <p>以上より施設管理の観点からは、政策方針を定めることで、施設の使用年限を明確にすることが望ましい。</p>	<p>コンベンションセンターの再整備については、人口減少とそれに伴う高齢化により、より厳しい財政運営を迫られる可能性があること、建設資材高騰、他都市のMICE施設の整備状況を勘案し、最も効率的・効果的な大規模改修や建て替えのタイミング、施設規模や機能の検討をしていく。</p> <p>政策方針を早急に定めることで、施設の使用年限を明確にし、過大投資にならないよう努めたい。（経済観光局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>ロ. 指定管理者選定方法の見直し【意見90】</p> <p>神戸国際会議場・神戸国際展示場は、現在、神戸市コンベンションコンソーシアムが指定管理者として管理運営を行っている。</p> <p>神戸国際会議場・神戸国際展示場の運営は、以下のような位置付けにある。</p> <p>神戸市基本施策「(2) 国際都市、観光都市としての魅力を向上させ 集客力を高めます」で定められているとおり、コンベンション都市神戸、国から認定を受けた「グローバルMICE 戦略都市」として、国際会議や展示会等の積極的な誘致活動の展開を行うための中心的役割を担うこと。</p> <p>平成32年までは現有施設を維持更新しつつ活用することとなっているが、平成33年以降はどのような再整備がされるのかについて結論が出ていないこと、国際会議などの誘致は約3年から5年の長期スパンに渡ることや、独自のノウハウなどが必要であることを踏まえると、指定管理者は公募により選定され、期間が4年で管理運営を行う指定管理者が交代する可能性があることは、基本施策遂行上、阻害要因となる可能性があるため、より望ましい運営形態を探る必要がある。</p>	<p>市会の経済港湾委員会からも平成28年6月に、「MICE誘致のための長期的視野での人材育成を可能とするため、(一財)神戸国際観光コンベンション協会等が会議場・展示場を長期安定して運営できる仕組みを構築すること。」との提言をいただいている。</p> <p>平成27年度に公募を実施し、平成28年度～31年度の4年間、神戸コンベンションコンソーシアム(構成団体：一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会、日本コンベンションサービス株式会社、株式会社神戸ポートピアホテル)を選定した。</p> <p>これまでの指定管理者としての神戸国際観光コンベンシ</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>ヨン協会の取り組み実績に対して、本市としても評価している。</p> <p>より長期的、安定的な誘致を戦略的に進めるためにも、公募方法について見直すべき段階に来ている。</p> <p>次回、公募時に当該施設の運営形態について、行財政局と協議し、長期的、安定的に MICE 誘致に取り組める形態を検討する。 (経済観光局)</p>	
<p>八.「コンベンションセンター再構築基本構想」にあたっての各局・民間との連携【意見91】</p> <p>経済観光局では、平成 32 年までは現有施設を活用することであるが、以降は「コンベンションセンター再構築基本構想」を基本とした再構築を検討している。</p> <p>当該地域は、教育委員会スポーツ体育課所管のポートアイランドホールや、ポートピアホテルなどの民間施設、神戸空港、神戸新交通等との連携を前提として、コンベンションセンター再構築事業を推進していく必要がある。</p>	<p>コンベンションセンター再整備にあたっては、関係部署と連携し実施していく。 (経済観光局)</p>	措置方針
<p>二.神戸国際会議場と市民広場駅をつなぐ通路の補修について【意見92】</p> <p>神戸国際会議場の視察を実施した際に、神戸国際会議場と市民広場駅をつなぐ通路の天井及び手すりの塗装がはがれていることを視認した。</p> <p>当該不具合についての対応を確認したところ、当該通路はエリアごとに建設局、みなと総局、みなと総局の外郭団体である株式会社 OM こうべが管理していることから、部局の管轄エリアごとに補修工事の意思決定が行われるため、当該通路全体としての意思決定が行われる状況ではなかった。</p> <p>このような意思決定過程をたどると、補修の実施時期が各局等の状況に左右される可能性や、管轄エリアをまたいで施工した方が望ましい修繕箇所への対応が行われない可能性がある。</p> <p>したがって、補修を効率的に行うには、当該通路を一括管理する部局を定める、もしくは部局間の調整の仕組みを構築するなどにより、可能な限り一定の単位で補修を発注できるようにすることが望ましい。</p>	<p>指定管理者側が現在、各所管へ補修の依頼を行っている。</p> <p>次年度に補修すべき項目について、施設管理者と当課で関係部署と当年度中に協議し、予算を確保していただき、施工できるように調整する。 (経済観光局)</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 産業振興センター イ．踏入率による利用率の把握について【指摘2】 産業振興センターの会議室、ホール等の利用率について、利用件数 / 利用可能枠数で算出した実利用率ではなく、利用日数 / 開館日数で算出したいわゆる踏入率により指定管理者の運用評価が行われている。平成22年度の包括外部監査においても指摘されているように、踏入率は利用状況の実態を表しているとはいえ、見せかけの利用率を開示することに繋がっており、早急に是正すべきであるとともに、指定管理者が提案してくる利用率においても実利用率による目標提案を行うよう徹底する必要がある。</p>	<p>平成 29 年度より実利用率による目標値を設定しており、当該年度運営評価より踏入率と実利用率での評価を行う。 (経済観光局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>(3) 神戸ファッション美術館 イ．区分所有に伴う問題点について【意見93】 神戸ファッションプラザは、神戸市と民間企業による複集合施設であり、神戸市は、神戸ファッション美術館部分(経済観光局)、駐車場部分(みなと総局)、神戸ゆかりの美術館部分(教育委員会事務局) を所有しており、民間企業 2 社が商業施設及び宿泊施設部分をそれぞれ区分所有している。 建物修繕については、この三者で構成される管理組合総会の議決(持分割合に応じた議決権により議決) で、意思決定を行うことになっている。したがって、多額の支出を伴う修繕工事の実施は、神戸市の予算だけではなく、商業施設及び宿泊施設部分を所有している民間業者の業績の影響も受ける。 神戸ファッション美術館は、平成 9 年 4 月に開館し、建設から 19 年が経過しており、外壁の修繕などを検討すべき時期に差し掛かろうとしている。しかし、設立当初に長期的な修繕計画が作成されておらず、また現時点で将来の保全計画はない。 神戸市は当該施設について、美術館として長期的な運営を行うことを前提としていることや、建物の一部が公共施設であることから、施設面(特に安全面) で必要な措置が図ることが、神戸市として求められることとなる。 当該施設の外壁などの共用部分の大規模改修については、区分所有者で構成する管理組合での意思決定に基づき進めることになるが、神戸市は 35.97% の議決権を有しているにすぎず、また、民間企業 2 社のうち 1 社が議決権の 49.75% を占めている状況である。 管理規約上は共用部変更については議決権の 4 分の 3 以上の賛成が必要となるため、当該民間企業の賛成が必要な状況となっている。 施設の老朽化が進んでおり、後述のように一部雨漏りなどが生じている状況であるが、外壁改修の実施については管理組合で否決され、安全性の調査を行うにとどまっている。 また、管理組合の規約の改訂などは、議決権の 4 分の 3 以上、また、建て替え決議は議決権の 5 分の 4 以上の合意が必要であるため、当該民間企業の協力なしでは、施設の老朽化対策が行えないこととなり、公共施設としての機能維持に支障をきたしている状況である。 神戸市主導で公共施設としての機能を維持できるよう民間</p>	<p>平成 28 年 8 月の定期総会で建物全体の長期修繕計画を立てるように民間企業に求めた。 その結果、平成 29 年 2 月の定期総会において、民間企業側から、長期修繕計画案が提出された。今後の定期総会において区分所有者間で緊急性、重要性等を勘案して議論を進め、民間企業と合意形成を行なっていく。 今後、建築物を区分所有により取得することについては、慎重を期すべきと考えている。 (経済観光局)</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>企業の業績に左右されない形での修繕計画を検討し、その実行についての民間企業との合意形成を行う必要がある。</p> <p>また、今後、建築物を取得するような場合には、区分所有で取得することは公共施設の適切なファシリティマネジメントが阻害される可能性があるため、慎重を期すべきである。</p> <p>区分所有する場合には、公共施設の適切なファシリティマネジメントが阻害されるような事象が起こらないよう、取得時に将来の修繕計画などを綿密に立てることや、区分所有者との資金負担を明確にすること、神戸市の資金負担分をどのように予算化していくか等、中長期的な視点からの検討を十分に実施することが必要となる。</p>		
<p>ロ. ライフサイクルコストの最小化を意識した建築設計について【意見94】</p> <p>吹き抜けのアトリウム構造やオルビスホールの円形構造など、構造に起因する施設管理コストが余分に発生することが想定される構造物である。</p> <p>神戸市において今後取得される構造物については、ライフサイクルコストの最小化を意識した建築設計がなされることが望ましい。</p>	<p>今後取得する構造物については、ライフサイクルコストの最小化を意識していく。 (経済観光局)</p>	措置済
<p>ハ. 雨漏りの対策について【意見95】</p> <p>当該施設を視察した際に、5階北側通路で雨漏りが生じている部分があった。</p> <p>通常、神戸市の施設であれば、このような不具合が生じている場合には住宅都市局への相談が行われる業務フローとなっているが、当該建物は区分所有であることから共用部や他の所有者の持分に係る部分については、神戸市の一存で決められないので、当該部分に関しての相談も行われていない状況であった。</p> <p>雨漏りは建物躯体の劣化に大きな影響を与えることから、住宅都市局が営繕計画書に対する意見として示す保全整備優先度の考え方に沿うと、施設保全の観点から緊急度・重要度ともに高い状況であると考えられる、このような不具合が生じている場合には、少なくとも住宅都市局への相談を行い、技術的な視点からの助言に基づき、管理組合総会での議題とすることが必要である。</p>	<p>該当箇所について住宅都市局建築技術部保全課への相談を行い、当該職員とともに現地で漏水調査を行なった。</p> <p>管理組合4月の定期総会において、当該箇所の漏水調査の報告について議題として提出し、管理組合での修繕実施を要望した。 (経済観光局)</p>	措置済
<p>ニ. オルビスホールの利活用【意見96】</p> <p>オルビスホールは、神戸ファッション美術館の指定管理の対象に含まれている。ホールは、最大424席を有し、ファッションショー、コンサート、展示会をはじめとした様々な利用目的に応じてステージと客席の構成を変えることが可能となっており、小規模ながら汎用性の高い設計になっている。しかし、平成26年度のホールの利用率は21.5%であり、平成27年4月に神戸ファッション美術館条例の改正により平日の利用料を半額にしている。また同年6月からは市内の学生文化活動団体を対象にホールの使用料減免を行っているが、その水準は高いとはいえない状況である。</p> <p>美術館の運営とホールの運営には、異なるノウハウが必要であり、同じ指定管理者が管理運営することが最適なのかどうかを見直す必要がある。</p>	<p>第4期指定管理者の公募時は、新たに次期指定管理の応募条件としてホール利用の向上に関する計画を求め、評価選定基準に盛り込むことを検討する。</p> <p>ホールの管理運営のノウハウを持つ団体との共同体での提案や同団体への外部委託を応募要領に明記するなど、指定管理者の選定時においてはホールの稼働率の向上を視野において公募を行なう。 (経済観光局)</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>そのため、ホールの管理運営のノウハウを持ち、全市的観点から効果的かつ効率的な事業運営が期待できる団体との共同体での指定管理への移行や、ホールの管理運営業務部分の外部委託などにより、神戸ファッション美術館とオルビスホールをそれぞれの特性に応じた運営を行うことによって、一層の利活用を図ることを検討すべきである。</p>		
<p>ホ．グランドピアノの利活用【意見97】</p> <p>オルビスホールの舞台裏ではグランドピアノ（スタインウェイ H.M.D、備品番号 000522、取得価額 13,379 千円）が、24 時間空調管理された倉庫で保管されており、倉庫から舞台に至るまでの通路が細いことから容易に運ぶことができず、専門スタッフが配属されている。</p> <p>先の意見のとおりオルビスホールの利用率は高いとは言えない状況で、かつ、オルビスホールは多目的ホールであり、音楽鑑賞を主目的としたホールではないので、当該ピアノが十分に活用されているとは言えない状況である。</p> <p>また、24 時間空調管理された倉庫での保管等特別な経費が支出されている状況である。</p> <p>当該ピアノはピアノの中でも最高級のものであることから、神戸市内の音楽鑑賞を主目的とした他施設での利活用を検討すべきである。</p> <p>なお、オルビスホールは、一般利用者や学生文化活動団体等が演奏発表会やコンサートを開催しており、ピアノの利用もされていることから、ホールの利用状況に適った代替ピアノは必要である。よって代替となるピアノを新規で購入する費用と市内施設から代替となるピアノの移設費等を比較衡量し、意思決定することが望ましい。</p>	<p>市内施設で有効活用ができるところがないか、調査を行い、検討をすすめていく。 (経済観光局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>へ．運営体制の検討【意見98】</p> <p>神戸ファッション美術館は、平成 18 年 4 月以降、公益財団法人神戸市産業振興財団が継続的に指定管理者として管理運営を行っている。美術館運営は、収蔵品の展示のみならず、その保有する収蔵品の中長期視点からの保存や、展示物などの調査研究を長期的に行うこと、展示品を通じた他の美術館との連携など中長期的な視点からの人材育成、知識の継承が必要となるが、指定管理者は公募により選定されることに加え、期間が 4 年であるため、長期的な人材育成や知識の継承が困難な仕組みになっている。</p> <p>また、当美術館の知識については、属人的に保持されていることから、その保持者が離職すると、美術館運営の品質の低下が生じる可能性がある。そのため、現在の指定管理者との関係を中長期的な視点からあるべき姿を検討し、知識や技術を継承させる仕組みの構築が必要である。</p> <p>神戸市博物館やその他の美術館が市の直営で運営され、長期的な視点から運営を行っていることを踏まえると、神戸ファッション美術館も長期的な運営を前提とするのであれば、より望ましい運営形態を探る必要がある。</p>	<p>第 4 期指定管理者の選定を行なう際は、知識や技術を継承させる仕組みの構築を含め、中長期的な視点に立った運営形態を検討していく。 (経済観光局)</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ト．収蔵品のアーカイブ化と専門知識の継承について【意見99】</p> <p>神戸ファッション美術館の収蔵品(開館時の取得価額 1,876百万円)は、歴史的価値の高い貴重なものが多数存在する。収蔵品のほとんどが手書きによる収蔵品台帳により管理されており、現在、指定管理者が他の美術館や服飾大学等からの助言も受けながら、収蔵品台帳のデータ化を順次実施しているところである。現時点では作業途上であるが、収蔵品の管理や、検索性を高めるためにも早急にデータ化を進めるべきであると考え。</p> <p>また、収蔵品台帳のデータ化に合わせて、特に貴重な収蔵品のアーカイブ資料を神戸ファッション美術館の HP 上等から発信できるようにし、歴史的価値の高い神戸ファッション美術館の収蔵資料を広く外部に発信することも検討すべきである。</p> <p>そうすることで、展示会では展示しきれない神戸ファッション美術館の貴重な収蔵品をいつでも閲覧することができ、神戸ファッション美術館の訪問者のみならず、広く世界のファッションに興味がある者に情報発信できることに繋がるものと考え。</p> <p>さらには、他の美術館・博物館の関係者にも神戸ファッション美術館の収蔵品情報が伝わることで、収蔵品の貸し出しに繋がることも期待でき、全国・世界の美術館・博物館に神戸ファッション美術館所蔵の資料が展示されることになれば、貴重なファッション関連資料を多数収蔵している神戸ファッション美術館の価値の向上も期待できる。</p> <p>神戸ファッション美術館は一般の美術館とは異なり、ファッションの専門知識のほか衣服の修復や着付けの技術を持った学芸員等の人材育成が必要となっており、現学芸員等の知識・技術の継承が課題となっている。その解決には、収蔵品等の資料のデータ化を早急に進めることを検討し、網羅的なデータ化を行うとともに、一定の専門人員を育成し、重要な収蔵品の保管方法や取扱い・着付けや配置、見せ方等の展示手法・資料の解説等、現学芸員等の暗黙知になっている情報やノウハウの継承も合わせて織込むことが望ましい。</p>	<p>収蔵品のデータ化・アーカイブ化については現指定管理者が平成 29 年度末までに、18、19、20 世紀衣装、民族衣装などを中心に進めており、現学芸員の収蔵品の情報についても可能な範囲で盛り込んでいる。</p> <p>今後、第 4 期指定管理においても、データ化・アーカイブ化が進むように応募要領に明記することを検討していく。</p> <p>(経済観光局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>チ．踏入率による利用率の把握について【指摘3】</p> <p>平成27年度の神戸ファッション美術館の事業報告において、貸館利用率について、利用件数 / 利用可能枠数で算出した実利用率ではなく、利用日数 / 開館日数で算出したいわゆる踏入率による報告を行っている(平成26年度は実利用率での報告が行われている)。平成22年度の包括外部監査においても指摘されているように、踏入率は利用状況の実態を表しているとはいえず、見せかけの利用率を開示することに繋がっており、早急に是正すべきであるとともに、指定管理者が提案してくる利用率においても実利用率による目標提案を行うよう徹底する必要がある。</p>	<p>平成 28 年度事業実績報告書では実利用率での提出を求めた。</p> <p>第 4 期指定管理者選定時においては実利用率での提案を求めていく。(経済観光局)</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>8. 市民講座の展開について (1) 文化講座事業 イ. 文化講座の内容、料金設定について【意見100】 各施設で実施している文化講座については、各種講座の入門編にあたる講座を実施しているとのことであるが、民間のカルチャーセンターにおいても同様の講座が実施されており、その一部については、同じ講師の同様の講座について諸条件が異なるが、民間の文化講座よりも1/2～1/3の低価格の設定となっている講座も見受けられる。 文化講座の受講料は、近隣の文化講座の価格、開催頻度、開催期間などを比較し、市民が利用しやすい料金設定を行っており、市民が利用しやすい価格で提供することは、今後増加が見込まれる高齢者の外出する機会を確保するなどの側面も考えられる。 今後、講座の内容、料金設定について公の施設を利用して実施することが適当であるか等について、適宜検証が必要である。</p>	<p>講座運営にあたっては、生涯学習、文化活動の動機づけと位置づけるとともに、生涯学習を通じた仲間づくりの場としての「居場所づくり」や「地域住民のコミュニティ形成」機能など、公の施設としての利用を意識したものとなっているが、講座の見直しなど、適正な講座運営が図られているか適宜、検証を行っている。 (市民参画推進局)</p>	措置済
<p>(2) あじさい講座 イ. 施設利用料について【意見101】 あじさい講座については、婦人会館での講座、区民センター等で実施されている講座とともに、講座の際に使用する施設の利用料が実質的に神戸市負担となっている。婦人会館での講座については、社会教育施設であり受益者負担の考え方はとっていないとの見解である。しかし、講座の内容からみると他の文化講座においても実施されている講座内容もあるため、あじさい講座に関してのみ施設利用料を負担していないことについて、公平性の観点から問題があり、早急に是正すべきである。</p>	<p>本市と協働して事業を行っている市民団体と、講座の内容の見直しや施設利用料のあり方等について検討を行う。 (市民参画推進局)</p> <p>婦人会館で実施のあじさい講座については、婦人に対する多様な学習機会の提供として開催する、指定管理者が行う指定管理業務の一つであり、公の目的のために婦人会館が主催する会議等に該当するため、神戸市立婦人会館条例第7条及び同条例施行規則第5条第2号の規定に基づき免除しているものである。 講座内容については、区民センター等で実施されている講座と差別化を図り、子育て支援や地域の担い手育成等、現代社会の課題解決に資する講座も加える等、今の社会教育施設に求められる内容に改めていきたい。 (教育委員会事務局)</p>	措置方針 他の方法で対応
<p>ロ. あじさい講座の受講状況について【意見102】 婦人会館で実施される「あじさい講座」、区民センター等で実施されている「あじさい講座」の講座ごとの受講者数を確認したところ、一回あたりの受講者数が少数の講座が散見される。「あじさい講座」に利用している貸館等の施設利用料については、実質的に市が負担しているが、受講者は少数となっており、受益者負担の観点から、公平性に問題があるもの</p>	<p>本市と協働して事業を行っている市民団体と、講座の内容の見直しや施設利用料のあり方等について検討を行う。 (市民参画推進局)</p> <p>平成29年度以降は、子育て支</p>	措置方針 措置

監査結果の概要	措置内容	措置状況
と思われる。	援や地域の担い手育成等、現代社会の課題解決に資する講座も加える等、より充実した内容の講座を開催することで、受講者の増加に努めていきたい。 （教育委員会事務局）	方針
<p>八．地域協働型生活文化育成事業について【意見103】</p> <p>平成 27 年度の当該事業における神戸市の分担金は 45,501 千円、区民センター等における受講者数の累計は、49,178 人であり、受講者一回あたりの神戸市の負担額は 925 円であるが、これには、本来であれば区民センターに支払うべき施設使用料が含まれておらず、これを含めた神戸市の負担額は 63,344 千円となり、受講者一回あたりの神戸市の負担額は、1,288 円となっている。受講者の負担している受講料は 38,769 千円（受講者一回あたりの受講料 788 円）であり、神戸市の負担額は受講者の負担額の 1.6 倍となっている。</p> <p>また、講座毎に受講者数については、一回あたりの受講者数が 0 人～2 人の講座が散見されている。</p> <p>上記のように、受講者数が著しく少ない講座もあり、神戸市の負担額も相当額に上っているため、講座の内容や施設使用料のあり方等、効率的な講座運営に向けて抜本的に見直しを行うことが必要である。</p>	<p>本市と協働して事業を行っている市民団体と、講座の内容の見直しや施設利用料のあり方等について検討を行う。</p> <p>（市民参画推進局）</p>	措置方針